

令和 2 年 11 月 30 日 開 会

令和 2 年 12 月 18 日 閉 会

令和 2 年第 4 回 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

山 県 市 議 会

11月30日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	4
○開　　会（午前10時00分）	5
○日程第1　会議録署名議員の指名について	5
○日程第2　会期の決定について	5
○日程第3　諸般の報告について	5
○日程第4　報第7号及び日程第5　報第8号	6
○日程第6　議第70号から日程第9　議第73号まで	6
林市長提案説明	6
○日程第10　質　　疑（議第70号から議第73号まで）	9
○日程第11　討　　論（議第70号から議第73号まで）	10
○日程第12　採　　決（議第70号から議第73号まで）	10
○日程第13　議第74号から日程第18　議第79号まで	11
林市長提案説明	11
○散　　会（午前10時43分）	17

12月8日（火曜日）第2号

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	20
○欠席議員	20
○説明のため出席した者の職氏名	20
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	21
○開　　議（午前10時00分）	22
○日程第1　質　　疑（議第74号から議第79号まで）	22

9番 福井一徳議員質疑	22
此島理事兼総務課長答弁	22
9番 福井一徳議員質疑	23
此島理事兼総務課長答弁	23
9番 福井一徳議員質疑	24
奥田理事兼企画財政課長答弁	24
9番 福井一徳議員質疑	25
奥田理事兼企画財政課長答弁	25
9番 福井一徳議員質疑	25
奥田理事兼企画財政課長答弁	25
9番 福井一徳議員質疑	26
長野まちづくり・企業支援課長答弁	26
9番 福井一徳議員質疑	26
長野まちづくり・企業支援課長答弁	27
9番 福井一徳議員質疑	27
長野まちづくり・企業支援課長答弁	27
9番 福井一徳議員質疑	28
宇野副市長答弁	28
9番 福井一徳議員質疑	29
宇野副市長答弁	29
9番 福井一徳議員発言	29
3番 寺町祥江議員質疑	29
長野まちづくり・企業支援課長答弁	30
3番 寺町祥江議員質疑	31
此島理事兼総務課長答弁	31
3番 寺町祥江議員質疑	32
奥田理事兼企画財政課長答弁	32
長野まちづくり・企業支援課長答弁	32
10番 山崎 通議員発言	33
○日程第5 委員会付託（議第74号から議第79号まで）	33
○散 会（午前10時42分）	34

12月14日（月曜日）第3号

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	36
○開　　議（午前10時00分）	37
○日程第1　一般質問	37
1．12番　石神　真議員質問	37
（1）未満児保育について	37
久保田理事兼子育て支援課長答弁	37
石神　真議員質問	38
久保田理事兼子育て支援課長答弁	38
石神　真議員質問	39
林市長答弁	40
（2）低所得型老人ホームについて	40
藤田健康介護課長答弁	41
石神　真議員質問	42
藤田健康介護課長答弁	42
石神　真議員質問	42
林市長答弁	43
2．4番　加藤裕章議員質問	43
（1）ふるさと納税について	43
此島理事兼総務課長答弁	45
加藤裕章議員質問	46
此島理事兼総務課長答弁	47
○休　　憩（午前10時44分）	48
○再　　開（午前10時55分）	48
3．3番　寺町祥江議員質問	48
（1）公共施設等総合管理計画について	48
此島理事兼総務課長答弁	49

宇野副市長答弁	50
寺町祥江議員質問	51
此島理事兼総務課長答弁	52
(2) 自助・共助による防災活動の推進について	52
此島理事兼総務課長答弁	53
寺町祥江議員質問	55
此島理事兼総務課長答弁	56
4. 2番 奥田真也議員質問	57
(1) 通年議会について	57
此島理事兼総務課長答弁	58
奥田真也議員質問	58
林市長答弁	59
奥田真也議員発言	59
(2) 鳥獣害対策について	59
浅野農林畜産課長答弁	60
奥田真也議員質問	61
浅野農林畜産課長答弁	61
奥田真也議員発言	62
(3) 岐阜県警察防犯アプリの活用について	62
此島理事兼総務課長答弁	63
奥田真也議員質問	64
日置学校教育課長答弁	64
○休憩 (午前11時57分)	64
○再開 (午後1時00分)	64
5. 7番 郷 明夫議員質問	64
(1) 「身近な生活道路で良好な維持管理を」について	64
大西建設課長答弁	67
郷 明夫議員質問	68
大西建設課長答弁	69
郷 明夫議員質問	69
大西建設課長答弁	69
6. 1番 田中辰典議員質問	70

(1) タブレット端末導入の進捗状況について	70
日置学校教育課長答弁	70
田中辰典議員質問	71
日置学校教育課長答弁	71
7. 6番 加藤義信議員質問	72
(1) コロナ禍での図書館機能の充実について	72
土井生涯学習課長答弁	73
加藤義信議員質問	74
土井生涯学習課長答弁	75
加藤義信議員質問	75
土井生涯学習課長答弁	76
(2) コロナ禍における命を守る予防接種について	77
久保田理事兼子育て支援課長答弁	78
加藤義信議員質問	79
久保田理事兼子育て支援課長答弁	81
加藤義信議員質問	82
久保田理事兼子育て支援課長答弁	83
○休 憩（午後2時13分）	84
○再 開（午後2時30分）	84
8. 8番 操 知子議員質問	84
(1) 有害鳥獣被害対策（サル）	84
浅野農林畜産課長答弁	85
操 知子議員質問	86
浅野農林畜産課長答弁	87
操 知子議員質問	88
浅野農林畜産課長答弁	88
(2) 5歳児健診の導入	88
久保田理事兼子育て支援課長答弁	89
操 知子議員質問	90
久保田理事兼子育て支援課長答弁	90
○休 憩（午後3時01分）	92
○再 開（午後3時15分）	92

9. 9番 福井一徳議員質問	93
(1) バスターミナル完成と山県市公共交通網の再編について	93
奥田理事兼企画財政課長答弁	93
福井一徳議員質問	95
奥田理事兼企画財政課長答弁	96
福井一徳議員質問	97
奥田理事兼企画財政課長答弁	99
(2) 山県市都市計画道路（岐阜駅高富線）の「都市計画変更」について	100
林市長答弁	101
福井一徳議員質問	101
林市長答弁	103
福井一徳議員質問	104
林市長答弁	105
○散 会（午後4時04分）	106

12月18日（金曜日）第4号

○議事日程	107
○本日の会議に付した事件	108
○出席議員	109
○欠席議員	110
○説明のため出席した者の職氏名	110
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	110
○開 議（午前10時00分）	111
○日程第1 常任委員会委員長報告	111
○日程第2 委員長報告に対する質疑	112
○日程第3 討 論（議第74号から議第79号）	112
8番 操 知子議員賛成討論	113
○日程第4 採 決（議第74号から議第79号）	113
○日程第5 発議第10号 防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意 見書について	115
石神 真総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明	115
○日程第6 質 疑	116

○日程第7 討 論	116
9番 福井一徳議員賛成討論	116
○日程第8 採 決	117
○閉 会（午前10時21分）	118
○会議録署名者	118

令和2年11月30日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 11月30日（月曜日）

○議事日程 第1号 令和2年11月30日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第7号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第8号 専決処分の報告について
- 日程第6 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 質 疑
- 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 討 論
- 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 部を改正する条例について
- 日程第12 採 決
議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第14 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 日程第15 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議第79号 指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第7号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第8号 専決処分の報告について
- 日程第6 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 質 疑

- 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 討 論
- 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 採 決
- 議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第14 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 日程第15 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議第79号 指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
理事兼 子育て支援課長	久保田裕司君	農林畜産 課長	浅野晃秀君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
学校教育 課長	日置智夫君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	棚橋輝英君	書記	水谷勝彦君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、6番 加藤義信君、7番 郷 明夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間とし、12月1日から7日、9日から13日、16日及び17日を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間とし、12月1日から7日、9日から13日、16日及び17日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年9月から11月までに執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告をいたします。

10月19日、岐阜市において、令和2年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、会議では、令和元年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第7号及び日程第5 報第8号

- 議長（武藤孝成君） 日程第4、報第7号及び日程第5、報第8号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第6 議第70号から日程第9 議第73号まで

- 議長（武藤孝成君） 日程第6、議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上4議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走を控え大変御多忙の中、御出席を賜りましてありがとうございます。

本年も残すところ、あと1か月余りとなりました。この1年を振り返ってみますと、大きな台風被害は少なかったものの、令和2年7月の豪雨では、熊本県をはじめとする九州各地を中心に記録的な大雨となりました。河川の氾濫による浸水害や土砂災害の発生、甚大な被害をもたらしました。県内各地におきましても、下呂市、白川町などで、線状降水帯に伴う大雨によりまして、河川の氾濫や大規模な土砂崩れが発生をし、多くの建物が被害を受けました。改めまして、この災害によりお亡くなりになられました方々に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

しかしながら、何といたしましても今年は、今なお世界中で猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症を避けて語ることはできず、本市にとっても、その対応に大変苦慮した年となりました。

感染拡大の防止対策には、国を挙げて取り組んできたところでございますが、オリンピックはもとより、官民間問わず多くの行事やイベントが中止に追い込まれる事態となり、ついには終息宣言どころか、むしろ感染者数が大幅な増加傾向にある中、年末を迎えようとしております。

山県市といたしましても決して例外ではなく、4月に1人目の感染者が確認されて以

降、新たな感染確認はありませんでしたが、11月28日に2人目の感染者が確認されたところであり、今後しばらくは本格的なインフルエンザシーズンと重なることを踏まえますと、全く気を緩めることはできないと認識いたしております。

今回の補正予算案でも、消毒液の購入や設備の改修など、市施設における感染防止対策に要する経費を計上させていただきましたが、市といたしましては、引き続き最大限の警戒感と緊張感を持って市民の皆様の健康を第一に、きめ細かな対策を推進してまいります。

しかしながら、感染防止には一人一人の心がけが何よりも重要でございます。市民の皆様には、マスクの着用、手指消毒、あるいは密を避ける慎重な行動など、最大限の予防の徹底に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、後ほど御説明いたしますが、本定例会には、いわゆるコロナハラメントを防止するため、山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例を上程させていただいております。市民の皆様には、コロナウイルスに起因する差別や誹謗中傷のない地域社会の実現に向けた取組にも御協力いただきますよう、併せてお願いを申し上げる次第でございます。

また、コロナ禍が長期化していることによりまして、多くの事業者の皆様が大変な苦勞を強いられていると承知しております。国においては、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の襲来を警戒しながらも、経済活動を停滞させないように、G o T o トラベルやG o T o イートといった事業が展開されております。

山県市においても、事業者の皆様への支援を通じた市内経済の活性化を目的に、やまがたエール商品券を販売いたしましたところ、市民の皆様から大変好評を博しまして、飲食店用、飲食店以外用ともに完売をいたしました。その販売額は2億759万円となっております。その内、換金、利用率でございますが、どれほどかと申しますと、11月25日現在で、飲食店用が5,872万3,000円で、販売数に対する換金率は59.31%となっております。また、飲食店以外用は7,560万5,000円で、換金率は69.59%となっております。合計で1億3,432万8,000円、64.69%の換金率といった報告を受けております。

今回の補正予算案でも、パーティションの設置など、感染防止対策を行いながら、事業を継続している事業者の皆様への取組に対する支援を盛り込んでおりますが、市民の感染防止対策とともに、引き続き地域経済の活性化に向けた取組を進めてまいります。

このように、暗い話題が先行する1年ではございましたが、本市では、いわゆるコロナ後を見据えた取組も着実に進んでおります。一時中断をしておりました明智光秀公を主人公としたNHK大河ドラマ「麒麟がくる」が、いよいよ佳境へと差しかかってまい

りました。「麒麟がくる」では、大桑城を舞台とした場面が度々登場したほか、同時期に放送されたNHKの人気番組「鶴瓶の家族に乾杯」も市内で収録が行われるなど、山縣市を全国に大きくPRする絶好の機会となり、コロナ禍にもかかわらず、大桑城や桔梗塚には県内外から多くの方に訪れていただいております。

本市では、今年度より国史跡の指定を目指しまして、大桑城跡の調査を開始しておりますが、これまでの調査で、戦国時代のものと考えられる石垣が新たに約40か所確認をされました。美濃国の守護である土岐氏の城造りを検証する上で貴重な発見となったほか、10月でございましたが、航空測量による大桑城及びその周辺の地形を表現いたしました赤色立体地図を作成するなど、取組を進めているところでございます。

今後はこの地図も活用し、大桑城の発掘調査を進めていきますが、土岐氏一族や大桑城、明智光秀の伝説など、山縣市の誇る歴史や文化の魅力を発信することで、山縣市の認知度向上や市外からの誘客、そして、市民のふるさとする誇りや愛着心の醸成をすることにつながることを強く切望するものでございます。

また、先日、11月6日でございましたが、新設いたしておりますバスターミナル内の賑わい創出拠点の整備、11月18日には岐阜バス高富営業所の起工式がそれぞれ執り行われたところでございます。来年6月の初旬には、バスターミナル全体が完成の見込みとなっておりますが、市内外の多くの方に御利用いただき、山縣市の玄関口のシンボルとして、利便性が高く、魅力ある施設となることを期待しているところでございます。

最後に、本市の財政状況でございますが、6年連続の赤字となっている単年度収支でございます。本年度も赤字の見込みでございます。このように厳しい状況の中ではございますが、現在、令和3年度予算案の編成作業を進めており、令和3年度につきましては、今年度の4つの柱であります、包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、防災減災による市民の安全確保、このことに新たに、ポストコロナ時代を視野に入れた新たな日常の実現を加えることとしております。

今年3月に開通いたしました東海環状自動車道山県インターを生かした企業誘致にも引き続き注力するなど、歳入の確保に努めるとともに、効果の見込めない事業の見直しなどにより、めり張りのある予算案を編成し、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件2件、条例案件6件、補正予算案件2件及びその他案件2件の計12案件でございます。

それでは、ただいま上程されました4案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の3ページ、議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、令和2年10月の人事院の給与改定に関する勧告を受け、国に準じて山県市においても、本年12月以降に支給する市議会議員の期末手当の支給率を引き下げるとともに、令和3年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を均等配分するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、5ページをお願いします。

5ページ、議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、議第70号と同じく、国に準じて本年12月以降に支給する特別職の期末手当の支給率を引き下げるとともに、令和3年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を均等配分するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、7ページ、議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様に国に準じて本年12月以降に支給する市職員の期末手当の支給率を引き下げるとともに、令和3年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を均等配分するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、9ページでございます。

9ページの議第73号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今後、正職員の給与改定を行った場合においても、会計年度任用職員があくまでも一会計年度の任用であることに鑑みまして、雇用期間である同一年度内は、任用時にお示ししました給与額等をお支払いするとともに、パートタイム会計年度任用職員の期末手当につきましても、正職員の支給割合に達するまで下方修正することなく支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

ただいま上程されました4案件につきまして御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第10、質疑。

ただいまから、議第70号から議第73号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第70号から議第73号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第73号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第70号から議第73号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第11 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第11、討論。

ただいまから、議第70号から議第73号までの討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第70号から議第73号までの討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第12、採決。

ただいまから、議第70号から議第73号までの採決を行います。

議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すること

に決定しました。

議第72号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第73号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議第74号から日程第18 議第79号まで

○議長（武藤孝成君） 日程第13、議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第14、議第75号 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について、日程第15、議第76号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第7号）、日程第16、議第77号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について、日程第18、議第79号 指定管理者の指定について、以上6議案を一括議題として、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました条例案件2件、補正予算案件2件、その他案件2件につきまして御説明を申し上げます。

まず、資料ナンバー1、11ページをお願いします。

11ページの議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方税法の一部改正によりまして、特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に改正されたことに伴いまして、関係する3条例、山口市介護保険条例と山口市後期高齢者医療に関する条例、山口市法定外公共物の管理条例につきまして、条文の整理を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、13ページ、議第75号をお願いします。

議第75号 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例についてでございます。コロナ禍におきまして、医療従事者の方々や生活物資の輸送など社会機能の維持に携わ

る方々、その家族に対する不当な差別的扱いのほか、感染した方やその家族等に対する誤解や偏見に基づく誹謗中傷等が、インターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスを中心に拡大しているという悲しい事例も報告されております。

山口市といたしましては、こうした行為を決してあってはならないもの、許されないものという考え方に立ちまして、市民、事業者及び市が一丸となり、それぞれの立場でできることを行い、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けた取組を推進するために、本条例を新たに制定するものでございます。なお、施行日は公布の日からでございます。

続きまして、補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー 3 をお願いします。

資料ナンバー 3、議第79号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第7号）につきましては……。

〔「76号です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） そうですね、失礼いたしました。

議第76号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5億5,709万7,000円を追加し、その総額を189億1,941万5,000円とするほか、繰越明許費の補正及び地方債の補正をしようとするものでございます。今般の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関して追加するものと、感染症拡大防止のために中止した事業の減額、その他のもの、この3つに分けられます。

まずは、12ページをお願いします。12ページから歳出の明細を御覧願います。

初めに、総務費の財産管理費につきましては、庁舎の非常用発電機を72時間連続運転ができるよう拡張する工事で、1億3,596万円を追加しております。

ふるさと応援基金積立金は、9月の議会で寄附金を3億円に増額する議決をいただきましたが、さらに1億8,000万円ほど増額となる見込みとなりましたので、基金積立を増額するとともに、返礼品や事務費などを8,579万7,000円追加するものでございます。

続きまして、下段の企画費につきましては、栗まつりなどのイベントが中止になったことに伴う補助金の減額のほかに、次のページの公共交通の委託料は、新バスターミナル開設に合わせまして、新規バス停を設置する費用として194万8,000円を追加するものでございます。また、負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として、車内の3密を避けるためにバスの運行本数を維持し、移動困難者の移動手段を確保し続けた一般乗合旅客事業者に奨励金といたしまして、2,222万円と運賃箱等の改修の負担分390万円を補助しようとするものでございます。

また、特別定額給付金給付につきましては給付が終了しましたので精算するもので、新生児特別定額給付金給付事業は、9月の議会で御提案のありました4月28日以後に生まれた新生児に対する市独自の特別定額給付金で、給付対象者の見込みといたしまして、125名を見込み、事務費と合わせ1,270万円を追加しようとするものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策支援給付金につきましては、感染症対策を行いながら事業を継続している市内の事業者に対しまして、店舗などを運営する事業者に一律5万円を支給するため、事務費と合わせまして2,518万円を追加しようとするものでございます。

続きまして、14ページ中段を御覧願います。

徴税费77万円につきましては、確定申告時の3密を回避するために申告期間を延長して対応予定であるため、申告用パソコン等の購入費を追加しております。

下段の選挙費71万7,000円につきましては、来年執行予定の県知事選の投開票のための感染症対策消耗品を購入しようとするものでございます。

続きまして、15ページの民生費に入りまして、まず、社会福祉総務費は、感染症対策備品を購入する追加と、健康・介護フェスタの中止に伴う減額分でございます。

次に、16ページを御覧願います。

老人福祉費は、敬老会の中止に伴います減額分でございます。

中段の障がい者福祉費3,500万円につきましては、障害福祉サービスの利用者の増加による追加でございまして、その財源は、国2分の1、県4分の1の補助金2,625万円を見込んでおります。委託料55万円につきましては、令和3年度に予定されている報酬改定に伴いますシステム改修費用の追加で、その財源は、約2分の1の補助金23万9,000円を見込んでおります。

下段の福祉センター費151万1,000円につきましては、保健福祉ふれあいセンター、診察室、歯科診療室、測定室に室内環境を確保するためのエアコンを設置しようとするものでございます。

次に、17ページを御覧願います。

後期高齢者医療費17万円は、特別会計に繰り出すための追加でございます。

次の児童福祉費の児童福祉総務費167万円は前年度精算返還金でございまして、放課後児童クラブ50万円は感染症対策物品の購入費で、その財源の全額を県補助金として見込んでおります。

最下段の母子福祉費131万9,000円は前年度精算返還金でございます。

続いて、18ページを御覧願います。

保育園費493万6,000円、児童館費179万1,000円……。

〔「176万」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 失礼しました。

児童館費176万1,000円、障がい児福祉費1,152万9,000円につきましては、保育園、高富児童館及び子どもげんきはうす、ピッコロ療育センターの新型コロナウイルス感染症対策のための施設・設備改修及び感染症対策備品の購入費などを追加するものでございます。その財源は、一部を国庫補助金289万6,000円を見込んでおります。

〔「国、県」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 失礼しました。財源は、一部を国と県の補助金289万6,000円を見込んでおります。

続いて、19ページをお願いいたします。

19ページの児童発達支援1,000万円につきましては、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業における利用者の増加による追加でございまして、その財源は、国2分の1、県4分の1の補助金750万円を見込んでおります。

中段の生活保護費500万円につきましては、生活保護世帯の高齢者や傷病者などの高額な医療費が増加しましたので追加するもので、その財源は、4分の3の国庫補助金375万円を見込んでおります。

下段の衛生費に入りまして、予防費15万3,000円は前年度精算返還金でございまして。

母子保健費199万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため訪問業務が増加しており、公用車の購入費を追加するほか、母子保健事業費の前年度精算返還金でございまして。

続きまして、20ページ下段の農林水産業費に入りまして、農業振興費1,696万5,000円につきましては、10月に米の乾燥調製施設が産地生産基盤パワーアップ事業に採択されましたので追加するもので、その財源の全額を県補助金として見込んでおります。

中山間地域等直接支払312万6,000円は、新規に個別協定が2地区増加したことによる追加で、その財源のうち212万7,000円は県補助金を見込んでおります。

続いて、21ページを御覧願います。

商工費に入りまして、商工振興費2,008万円は、県が実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の市負担分50万円の3分の1について、県より通知がありましたので追加するものでございまして。

観光振興費572万円につきましては、香り会館及びグリーンプラザみやまに新型コロナウイルス感染症対策のための施設・設備改修などを追加するものでございまして。

下段の消防費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で操法大会などを中止したことに伴う減額分でございます。

続いて、22ページを御覧願います。

教育費に移りまして、学校管理費1,623万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のための施設・設備改修及び感染症対策備品の購入費などの追加でございまして、教育振興費127万6,000円は、GIGAスクール構想により、1人1台のタブレットの配付が11月の下旬には開始される見込みとなりましたが、現在の環境では接続しづらい状況が想定されるため、ネットワーク機器などを追加するものでございます。

学校給食費132万円は、6月補正で議決をいただきました、牛乳・パン・麺業者への支援の4月と5月分を補助しようとするものでございます。

下段の中学校費に移りまして、学校管理費211万5,000円、23ページ上段の教育振興費183万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のための施設・設備改修及び感染症対策備品の購入費のほか、スクールバスの3密を避けるため、バス運行本数を増便したことに伴い追加するものでございます。

学校給食費69万1,000円は、小学校と同様に、牛乳・パン・麺業者への支援の4月、5月分を補助しようとするものでございます。

続いて、23ページ下段の社会教育費の公民館費と次のページ以降の文化施設費は、新型コロナウイルス感染症の影響で公民館フェスタ、古田紹欽記念館事業や花咲きホール事業などを中止したことに伴う減額分でございます。

続きまして、26ページを御覧願います。

26ページ、保健体育費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で、ねんりんピック岐阜、ラジオ体操会などを中止したことに伴う減額分でございます。

最後の保健体育施設費13万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品を追加するものでございます。

続きまして、9ページの歳入にお戻り願います。

9ページ、まず、国庫支出金と県支出金は、歳出で御説明申し上げました介護給付・訓練等給付費負担金、生活保護費負担金等を増額するとともに、特別定額給付金給付事務費補助金等を減額しております。

10ページの下段では、ふるさと応援寄附金1億8,000万円を追加するとともに、なお不足する財源につきましては、11ページ上段の財政調整基金繰入金1億8,910万7,000円を増額しようとするものでございます。

続いて、5ページまでお戻り願います。

第2表、繰越明許費補正につきましては、庁舎等の非常用発電設備は、本年度内に必要な工期が確保できませんので繰越しをお願いするもので、新規バス停設置業務及び10カード片受入導入補助金は、バスターミナルの完成が延長される見込みであるため、新生児特別定額給付金給付事業は申請の期間が年度をまたぐため、新たに繰越明許費を設定しようとするものでございます。

続いて、6ページ、第3表、地方債補正につきましては、いわ桜小学校のトイレ改修工事は、防災・減災・国土強靱化事業から過疎対策事業債に変更し、庁舎等施設非常用発電設備改修事業は、緊急防災・減災事業を借入れできるように追加しようとするものでございます。

続きまして、29ページをお願いします。

29ページ、議第77号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、19万9,000円を追加し、総額を3億8,019万9,000円にしようとするものでございます。あわせて、今般の補正予算により国庫補助の対象となりますので、新たに款を追加するものでございます。

35ページを御覧願います。

35ページでございますが、令和3年度からの後期高齢者医療制度の賦課業務機能見直しに伴うシステム改修及び保険料の変更通知の文言の修正のための委託料19万9,000円を追加するものでございます。歳入は、34ページでございますように、国庫補助金と一般会計繰入金の増額を計上いたしております。

続きまして、その他案件2件の御説明を申し上げます。

資料ナンバー1をお願いいたします。資料ナンバー1の15ページからでございます。

15ページ、議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議については、美濃市が令和3年3月31日に岐阜地域児童発達支援センター組合を脱退するに当たり、地方自治法第286条の2第2項の規定に基づきまして、岐阜地域児童発達支援センター組合の規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、16ページ、議第79号 指定管理者の指定については、山口市グリーンプラザみやまの指定管理期間が令和2年度末で終了することから、特定非営利活動法人コミュニティ美山を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜

りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時43分散会

令和2年12月8日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 12月8日(火曜日)

○議事日程 第2号 令和2年12月8日

日程第1 質 疑

- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議に

ついて

議第79号 指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

議第75号 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について

議第76号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第7号）

議第77号 令和2年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について

議第79号 指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
理事兼 子育て支援課長	久保田裕司君	農林畜産 課長	浅野晃秀君

水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
学校教育 課長	日置智夫君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	棚橋輝英君	書記	水谷勝彦君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

質疑は、11月30日に議題となりました市長提出議案、議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議第79号 指定管理者の指定についてまでの6議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、発言通告書に基づいて質疑を始めたいと思います。

6つありますが、まず第1点、議第76号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第7号）について、理事兼総務課長にお尋ねをします。

庁舎等施設非常用発電設備改修工事に1億3,596万円が計上されています。72時間の無停電設備ということですが、庁舎等ということ、今回の改修工事の対象施設はどの範囲までを想定されているのか、今回の改修で必要な改修工事は全て網羅されているのか、また、国土強靱化地域計画にも位置づけられていますが、一方で、国の強靱化計画が検討されている現在、このタイミングで国の補助事業の対象に想定されているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、工事の対象でございますが、議案では庁舎等と表記いたしておりますが、庁舎と保健福祉ふれあいセンターの2棟でございます。なお、今回の工事内容は大きく2点ございます。

1点目は、近年全国各地で発生している大規模災害では長時間の停電が発生するケースが多いため、現在3機あります小型の非常用発電機を統合し、大型の発電機とすることで、停電時に最大72時間の電源を確保すること。

2点目は、庁舎と保健福祉ふれあいセンターにつきまして、停電時におきましても円滑な災害対応が可能となるよう、執務スペースの電灯、あるいはコンセントをおおむね2分の1程度利用できるよう電力の供給範囲を拡大するほか、災害発生時に自衛隊等の

外部機関による利用が想定されます庁舎の大会議室等、あるいは指定避難所になっております保健福祉ふれあいセンターについて、避難スペースとなります2階、あるいは3階、そちらのほうへ電力を供給し、避難所機能の充実を図ろうというものでございます。

御質問の2点目、このタイミングで国の補助事業の対象に想定されるのかとの点でございしますが、本事業につきましては、緊急防災・減災事業を活用する予定でございします。

議員御指摘のとおり、本事業につきましては、山県市国土強靱化地域計画、これのアクションプランにおきまして位置づけがされております。しかしながら、現在のところ、国が示しております強靱化計画を策定した場合に活用可能な財政支援、こちらには緊急防災・減災事業は入っておりません。

本市の強靱化計画につきましては、国が示す財源を活用するか否かにかかわらず、強靱化を図る必要がある事業を記載しておりまして、今回の事業については災害に備えるため緊急を要することから、現在ある財政支援制度の中で最も有利と思われる緊急防災・減災事業を活用するというところで考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 内容等については分かりました。

1点質問ですが、避難所のところで、ふれあいセンターが避難所になっているのですが、それ以外の各地の指定の避難所のところについての電源確保とかという部分については、現状どのように考えてみえるでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

今回、ふれあいセンターにということで、72時間の電源を確保しようということなんですけれども、ほかの避難所につきましては財政的な問題もありまして、なかなかこういった大きな設備を導入するという事は難しい面もございします。

停電時におきましては、市の備蓄の中にエンジンで動かす発電機もございしますので、そういったものを活用して対応してまいりたいと考えておるところでございします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） すみません、追加で補足させていただきます。

教育委員会のほうで、総合体育館と3つの中学校、あちらにつきましても今空調の設備をやっておりますが、その中で、非常用電源についても確保できるように工事のほうを考えております。

そういった施設につきましても、当然、指定避難所になっておりますし、災害時に優先的に開けていくという避難所になると思いますので、そういった意味では、ほかの施設についても非常用発電の整備を充実させていくという方針でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） よく分かりました。

それじゃ、2点目、お伺いします。議第76号の一般会計の補正予算についてです。理事兼企画財政課長にお尋ねをします。

公共交通の運行奨励金として2,222万円が計上されています。奨励金の対象となる事業者、それから奨励金の算出基準及び内容についてお尋ねをします。

また、これらは地方創生臨時交付金の対象になるのか、これに関連して、現在、国からの臨時交付金額と実施残高は幾らになっているかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） それでは、御質問にお答えします。

奨励金の対象となる事業は一般乗合旅客運行事業者でございます。一般乗合旅客運行事業者は、本市の公共交通の中核を担うバス事業者であり、新型コロナウイルスの感染症の影響により、4月、5月では、昨年度と比較すると利用者が7割減、6月からは、約2割減と、今後の利用状況も見込みが立っていない状況でございます。最も打撃を受けた業種の1つになるのではないかと考えております。

万が一、運行事業者が撤退する場合、本市から岐阜市へと結ぶ路線等がなくなるなどの、公共交通が瀕死状態になるのではないかと懸念しておりまして、そのために奨励金事業を計上したものでございます。

奨励金の内容といたしましては、一般乗合旅客運行事業者は、車内での3密を避けるため、また移動に困難を抱える人の移動手段を確保するために、感染症対策をしながら運行本数を維持し続けております。今後、このまま影響が続くと、運行本数を減便する必要が出てくるなど、新型コロナウイルス終息後の交通利便性が妨げられ、市民生活に著しい支障を来すことが想定されるため、今回奨励金を交付するものでございます。

算出基準につきましては、4月から9月の期間における、昨年度と今年度の運行収入差を計上させていただいております。

なお、この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として申請をしております。なお、本市の地方創生臨時交付金の限度額でございますが、1次、2次合わせて6億858万3,000円でございます。2次申請までに全64

事業で6億4,652万6,000円の申請を行っております。

以上で答弁とします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

64事業でほぼ申請をしているということでしたが、今の報告の中でいいますと、4月から9月の運行収入の差を計上ということですが、引き続き10月以降、まだちょっとこういう状況が続いていると思うんですが、そこら辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 10月以降も終息の見込みは立っておりませんが、10月からにつきましては、先ほど言いましたように2割程度、今ちょっと第3波が来ておるのでどうなっていくか分かりませんが、今後の運賃収入の減少分については、今のところ予定はしておりません。

運行事業者に対して運行補助を行っておりますので、運行収入が減れば運行補助金が増えるというような形になると思いますので、そちらについては、今後の運行補助金のほうで対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 運行補助の中身は、具体的に委託している部分の差額だと思うんですけど、今出されているのはバスターミナル、ずっと向こうまで含めて、こちらで支援していない部分を含めた対応ですよ。

例えば、岐北厚生病院からずっと向こうというのは、全ての本数が、市がお金を出してやっているわけではないですよ。そのうちの何本かを指定されていて、運行収入とに掛けての差額収支を出したやつに運行補助をするという形だと思うんですけど、そのことを今、理事がおっしゃったと思うんですが、それ以外の部分も含めて、この2,222万円というのは、運行の対象、それ以外も含めた対象で計算されているんじゃないですか。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 大きく分けて自主運行と営業路線とございます。

自主運行バスはうちのほうで走らせていますので、当然、その分全部対象にしておりまして、一部営業路線、例えば岐北病院から今の高富の富岡小学校の前のバス停のところまで、あそこは営業路線なんですけど、あと、関のほうへ抜ける高美線とか、あちらのほうも営業路線になっております。そちらの分については、距離按分によって運行収入を

計算いたしまして、そちらの分も若干は入っております。

以上でございます。

- 議長（武藤孝成君） 福井一徳君、質問を変えてください。
- 9番（福井一徳君） 自主運行のところについては、補助で差額……。
- 議長（武藤孝成君） 質問を変えてください。
- 9番（福井一徳君） 分かりました。いいですか。

差額対処できるということなので、大幅に落ち込むような事態があったら特別の対応をぜひしていただきたいというふうに思います。

3点目、同じく補正予算の関係ですが、まちづくり・企業支援課長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対策の支援給付金給付事業ということで2,500万円が計上されています。店舗運営事業者500件に5万円の想定ということですが、対象の業種はどのように選定されているのか。コロナ禍で大変な状況に置かれている事業者に、感染症対策のみなのか、広い意味での事業支援対策として提案されているかどうか。

また、給付金額の検討に当たっては、5万円ということですが、10万円程度の検討はなされたかどうか、引上げや追加給付は想定していないのかお尋ねいたします。

- 議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。
- まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

業種としては、飲食業、小売業のほか、理容、美容、マッサージ、写真スタジオといった生活関連サービス業、各種塾などの学習支援業、娯楽、レクリエーション業等の中で、不特定の一般市民と対面接触する可能性のある店舗等を運営している中小事業者を対象としております。したがって、今回の支援策は、長期化する新型コロナウイルス対策を行う中小事業者に感染防止対策を強化、継続していただき、市民への感染拡大防止につながることを目的でございます。

5万円の支援金としたのは、他市町の同様な施策を参考に、また年度内の残日数などを考慮して判断しました。

今後については、新型コロナウイルスの感染状況や、国や県の施策及び財源等の有無から検討していくものと考えております。

以上とさせていただきます。

- 議長（武藤孝成君） 福井一徳君。
- 9番（福井一徳君） 不特定の人を対象にした事業、店舗がほとんどだということなので、ぜひ決定して給付できるように頑張っていたきたいのと、なかなか第3波も含めてずっと続いているという中で、大変な状況だと思いますので、随時状況に応じて積極

的な対応をしていただきたいなというふうに思いますが、4点目、続いて、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

岐阜県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金50万円というのがありまして、その負担金が計上されています。134件ということでしたが、山県市の対象となる事業者数はどの程度であるのか、他市と比較して、実際に134件というのとはどのような実態で、どのように評価されているかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

山県市の対象となる事業者の正確な数は把握できておりません。しかし、当初該当する店舗等の数は130件程度ではないかと推計しておりました。これは、地図情報や電話帳などから私どもが見込んだ店舗等の数でございます。

県内他市町の状況につきましても、県のほうで公表されておきませんので、知り得る状況にはありません。したがって、比較することは少し困難でございます。

しかしながら、県からの要請で、休業要請期間中、市内の状況を把握するというところで、昼と夜の1日2回、職員で数日間調査を行いました。この結果、対象と思われるほとんどの事業者が休業、または午後8時以降の営業自粛というのをやっておることを確認しており、その後の感染拡大防止につながったものと評価しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 様々な調査だとか、実際には想定された範囲を少し超えるような給付だったということなので、山県市の事業者のところについて、きちっと対応できたのかなというふうに理解をしました。

続いて、5点目です。補正予算の中に、香り会館、グリーンプラザみやまの新型コロナ対策として220万円、350万円がそれぞれ計上されていますが、施設改修工事の内容についてお尋ねをします。

コロナ対策ということであれば、改修の実施の時期はどのように考えられているか、この2点をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

改修工事の内容としましては、両施設とも手洗い器の自動水栓化と和式トイレを洋式化しようとするものです。

香り会館においては、自動水栓化が4基、それから便器の洋式化が2か所で、グリー

ンプラザみやまについては、キャンプ場のサニタリー棟の自動水栓化が6基、便器の洋式化が4か所でございます。

改修時期としましては、今後の新型コロナウイルス感染状況が見通せない状況にある中、できる限り早急に対応して、次年度以降の繁忙期に間に合うように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。繁忙期に合わせた対応ということですので、実施をぜひお願いいたします。

最後です。指定管理者の管理についてということで、資料1の16ページにあります。副市長にお尋ねをします。

山県市グリーンプラザみやまの指定管理について、公募による審査の結果、特定非営利活動法人コミュニティ美山に指定する議決を求める提案ですが、市長に対して報告をされた指定管理者候補者選定委員会選定結果報告書、別紙6という形になっていると思うんですが、の報告内容について、公募に対する、2者あったということですが、2者との比較において、コミュニティ美山を選定した内容を評価と総合点数で分かりやすく御報告していただきたい。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

指定管理者候補者選定委員会審議及び検討結果報告書、これにつきましては、令和2年11月11日付で、指定管理者候補者選定委員会委員長名で市長に対し報告をしたところでございます。

審査では、申請のあった2者の事業計画等の申請書類及びプレゼンテーション、質疑応答を実施し、採点を行っております。結果では、2社とも標準点を超えており、制限事項にも該当しない指定管理能力を有した団体であるとの評価となっております。

選定は、選定採点表により採点を行いまして、総得点が最も高かった申請団体を指定管理者候補とするとなっております。

選定基準につきましては、まず市民の公平な利用を確保できるものであること、そして、2番目に、施設の効果が最大限発揮されるものであること、そして、3つ目に施設の適正な管理に係る経費の縮減が図られること、そして、最後に、事業計画書の内容に即し、業務の内容に即し、業務を安定的に行う能力を有すること、この4点につきましてそれぞれ評価項目を設定し、合計22項目の選定項目により、採点を委員会委員の皆さ

んによって行っていただきました。

その結果、NPO法人コミュニティ美山は538点、もう一者は503点という結果となりましたので、選定採点表の総得点が最も大きかったNPO法人のコミュニティ美山を指定管理者候補として市長に進言し、今回の議案として上程をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） この間、グリーンプラザみやまについては、料金の体系の見直しとか、幾つか具体的な改善がなされてきたんですが、それで、ホームページの中には、モニタリングの実績評価というシートの中で、平成30年度ですかね、が載っていましたが、この中に繁忙期以外での利用者増の対策を打ってほしいというのが、注意事項といえますか、公表の中で出ていました。

今おっしゃった事業計画書というふうに出されていると思うんですけど、事業計画書の中では、その部分についてはどのような方針が指し示されていたかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 平成30年のモニタリングにおきまして、そのような指摘があったことは私も承知しております。そのような指摘を受けて、今回、冬場の営業を今まではやめておりましたが、これを正月を除いて開催すると。特に今回、オートキャンプが非常に人気がございます、こちらのほうは、ほぼ土日、冬場も利用客からの問合せが今でも非常に多いというような状況を踏まえまして、特にそちらのほうにつきましては、まず開園できるお客さんがあるうちはやっていくというような説明を受けるとともに、特に、やはりどうしても寒い時期ですと人が来なかったんですが、裏山等を整備して、登山、そして里山への散歩等も新たな事業として組み込んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 状況について分かりました。

以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、3件の質問をさせていただきます。

さきの福井一徳議員の質問と重なる部分がありますので、重ならない部分で質問を行いたいと思います。

1 件目です。議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算、資料3の13ページ、新型コロナウイルス感染症対策支援給付金給付事業について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

事業の詳細等はお聞きをいたしました。対象事業者数と申請、周知の方法をお尋ねいたします。

申請につきましては、感染症対策を強化することに対してと先ほど御答弁がありましたので、そのような状況をどのように申請するのかお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

対象事業者数は、はっきりと把握しているわけではございませんが、統計の調査などから推計して500件というふうで割り出しております。

申請につきましては、できるだけ簡素に、簡易にできるように心がけていきたいというふうに思っております。

申請に際しましては、岐阜県で行っておりますステッカー事業、感染対策を行っている店に貼るという事業でございますが、これに必ず申請していただくということでございます。その中で必ず防止対策を行っていくという誓約書を出していただくというふうに思っております。

ステッカー事業の中には、3密対策など様々な対策に関わるチェックリストというのがございまして、こういうものに対してどれをやっていくかということをお書きいただくと、そこをチェックしていただいて提出していただくということで、これを審査しまして、私のほうはできるだけ早く支援金を給付したいというふうに考えております。

現在でも、197件ほどの事業者の方がこのステッカー事業に参加していただいておりますが、全部が今回の対象となるとは考えておりませんが、こういった方には議決をいただきましたら、予算が成立しましたら、できる限り早くこちらから周知をさせていただきたいというふうに思っております。

また、現在参加してみえない方には、1月の広報になってしまいますが、広報紙で周知をしたい、それからホームページについては予算成立後、すぐに掲げたいと思っております。できるだけ早く皆様にお届けできるような体制を取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

同じく議第76号、資料3の14ページから15ページにかかります県知事選挙消耗品についてお尋ねをいたします。

内訳についてお尋ねをいたします。

全協の説明で、投票に関わる新型コロナウイルス感染症対策ということをお聞きをしたんですけども、その実施の方法、周知についてお尋ねをいたします。

山口市では、4月に緊急事態宣言下の選挙が行われ、投票率が過去最低を記録しました。1月にどのような状況になっているか分かりませんが、選挙が行われるのであれば、感染対策が整っていて、市民の皆さんが投票を自粛するようなことがないような周知の方法をしていただきたいと思います。理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

今回の補正予算71万7,000円の内訳でございますが、消耗品費として飛沫感染防止フェンス50万1,600円、使い捨て鉛筆9万5,040円、消毒液8万3,000円、ゴム手袋と雑巾2万1,470円のほか、印刷製本費が1万5,000円となっております。

来年1月に執行予定の県知事選挙における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年の4月、議員御指摘のとおり、緊急事態宣言発令中に執行いたしました市議会議員選挙と同様、有権者の皆様に安心して投票いただけるよう、様々な対策を講じたいと考えております。

具体的に申し上げますと、投票所では事務従事者と立会人はマスクを着用、消毒液と使い捨て鉛筆を準備、換気を定期的に行う、投票記載台の間隔を広くし、除菌を定期的に行うといった取組のほか、今回新たに繰り返し利用できる飛沫感染防止フェンスを購入し、設置したいと考えておるところでございます。

また、開票所におきましても、事務従事者と立会人はマスク及びゴム手袋を着用、消毒液を準備、換気を定期的に行う、そして、高性能な投票用紙分類機を導入することで、事務の従事者を減らし、密集を回避するといった取組を行いたいと考えております。

次に、市民の皆様への周知でございます。

広報紙やホームページ、防災行政無線により、マスクの着用、投票日の混雑回避のため期日前投票の積極的な利用を呼びかけてまいりたいと考えております。このほか、有権者お一人お一人の目に触れるよう、今回、新たに入場券の裏側に注意書きを記載した

いと考えております。

このほかにも、投票の際に混雑を避ける目安としていただきますように、前回の県知事選挙における期日前投票における日別、あるいは時間別の投票状況、こういったものもホームページでお知らせするという事を考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

議第79号 指定管理者の指定について、理事兼企画財政課長、内容につきましてはまちづくり・企業支援課長にお尋ねをする部分があるかと思えます。

先ほども質問がありました事業者なんですけれども、選定された事業者はこれまでと同一の事業者でありました。今回、プロポーザル方式を用いた理由について、山県市の思いがありましたらお尋ねをいたします。

また、事業者選定の評価はお聞きをいたしましたので、今後5年間、先ほどモニタリングのお話が出ましたが、これまでの比較ではなく、新たな取組として5年間の計画、事業計画をお答えいただける部分がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） それではお答えします。

今回、グリーンプラザみやまを指定管理に出すことが決定した時点で、山県市指定管理者制度導入及び運用ガイドラインというのがございます。それに基づき、順次作業を行わせていただいております。

その中に、指定管理者候補者の選定手続については、透明性の高い手続が求められるとともに、当該公の施設の設置目的を最も効果的に達成できる法人、その他団体を指定管理者とすることが必要であることから、指定管理者の募集については公募を原則としますとあります。ということで公募をかけまして、2者の応募がありましたので、今回はプロポーザルで行わせていただいたという形を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

5年間の計画の中で、先ほど副市長が申し上げたとおりでございますが、新しいといえますか、閑散期への対応策というのはそういうことでございます。

指定管理者の候補者として決定していただきました、議決をいただければ決定すると

いうことをございまして、それが終わりましたら、私どもと指定管理者候補者と話し合いをこれから持っていく予定です。

その中で、事業の内容については、基本的に提案を優先して考えていきたいんですが、細かい内容については私どもと精査してやっていきたいなというふうに思っております。その中で、どのような新しい事業を取り入れていただけるのかということも、また新たなものも可能性としては出てくるのではないかとというふうに今考えております。

目新しいものではないかもしれませんが、あそこで、野外で結婚式というような事業をやっておりますですけども、ちょっとPR的にはまだまだ外への発信が弱いのかなと私たちは思っておりますので、その辺りを上手にやっていただいて、こういうコロナ禍ということもありまして、野外ということもありますし、山州市の婚活支援とかとどのようにつなげていくのか、そういうことも工夫しながら、指定管理者さんと一緒に利用が高まるように考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 発言通告はしてありませんが、今お二方が、議第79号の指定管理者の指定について質疑されたんですが、この方に続けてやっていただくということには異論はありませんが、課長に伺います。

過去の会計報告、あるいは事業報告等が完璧になされておるかどうかということをお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 山崎議員、これは総務産建のほうですので、そちらのほうで質疑をしてくださいということで。山崎さんは、総務産建委員会なので、そちらのほうで質疑をしていただくということでお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第79号 指定管理者の指定についてまでの6議案に対する質疑を集結いたします。

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員会付託。

議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第79号 指定管理者の指定についてまでの6議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は総務産業建設委員会、11日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時から第2委員会室で開催されます。

なお、14日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時42分散会

令和2年12月14日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和2年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月14日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和2年12月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
理事兼 子育て支援課長	久保田裕司君	農林畜産 課長	浅野晃秀君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

学校教育
課長

日置智夫君

生涯学習
課長

土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 棚橋輝英君 書記 水谷勝彦君

書記 長谷部尊徳君

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、先ほど議長からお許しをいただきましたので、マスクを外して質問させていただきます。

それでは、通告に従い、本日は2問質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、未満児保育についてということで、久保田理事兼子育て支援課長のほうに質問をさせていただきますが、まず、働くお母さんのためにも、広域的な未満児保育が可能なのか。そして、地元の保育園に預けて仕事に行かれる方がいるのが現状かと思いますが、やはり働くお母さんにしてみれば、勤務先に近いところで子供を預ければ、いざというときすぐ駆けつけられると、そのような感じだと思っておりますが、この山県市のお母さんたちからの問合せなどはないのかということで御質問させていただきます。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

国内では児童福祉法等において、市町村は保護者の就労等のために保育を必要とする場合には保育をしなければならないと規定されております。さらに、保育の利用等が適切に行われるよう、自治体相互に連絡、調整を図らなければならないという規定もございます。すなわち、法律も適切な広域保育の推進を求めているものであり、それは3歳以上児に限らず、3歳未満児も同様でございます。法令上では当然、広域的な未満児保育も可能となるわけでございます。

しかしながら、どこの自治体も保育士確保には苦慮しておりまして、まずは自らの自治体の住民を優先させ、余裕があれば他の自治体の住民の需要を受け入れているのが実情でございます。ちなみに、現在の具体的な山県市の広域保育の状況につきましては、山県市が他の自治体から受け入れている児童が3名、逆に他の自治体の保育園等へお願いしている児童も3名ということで、いずれも3歳以上児の2号認定が2名で、3歳未

満の3号認定と言われる方が1名となっております。

次に、保護者の方からの問合せについてでございますが、まずは、広域保育の手続について御説明した後にお答えさせていただきたいと思っております。

例えば、山県市民が他市の保育園等を希望する場合には、まず、当該保護者の方が山県市のほうに対して、教育・保育給付認定申請というものと、入所申込みを行っていただくということになります。その後、山県市が入所希望先の自治体と保育の委託協議を行いまして、その委託先の当該自治体からの回答を基にして、山県市が保護者に対して利用決定を行うという流れが基本的な流れではございます。しかしながら現状は、時間を短縮するためにも、実態は、保護者の方は、まず入所を希望される市外の保育園等へ打診された後に山県市へ入所申込みを行っていただくというのが一般的な手順となっております。

そうしたことから、広域保育についての問合せは、例年10件から20件程度でございますが、その大半は市外の保護者の方からのものとなっております、また、その問合せの内容の大半は3歳未満児の受入れ可否についてでございますが、現状ではお断りせざるを得ない状況にもございます。無論、山県市の保護者の方からの問合せというのも年間数件程度はございます。そして、今後、議員御懸念のように、今後こうした広域保育の問合せ、特に3歳未満児の保育の問合せについては増えていくのではないかとというふうに認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 課長の答弁では、なかなか今の現状では難しいというような御答弁をいただきました。

でも、最初に地方自治体相互の連絡、調整を図らなければならない規定もあり、法律上では広域的な未満児保育も当然可能であると課長も答えられておりますが、やはり、可能にするにはどのような働きかけをして、皆さんにお伝えして進めていけるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のように、市町村には保護者の就労等のために保育が必要な場合の保育サービスの提供が広く求められているものでございます。また、自治体相互の連絡、調整により適切な広域保育の推進というものも求められております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、現状では広域的な保育のニーズ、特に

3歳未満児保育のニーズに対しては十分にお応えできていない状況にあるものと考えております。例えば、山県市の児童が他の自治体の保育園等において、なかなか受け入れてもらえないというのは、逆に山県市のほうにおいても他の自治体の住民ニーズに対応できていない状況にあるということもあるからであります。そして、その根本原因は、保育所の施設のキャパ、面積の施設整備の問題ではなくて、むしろ保育士の確保の困難さ等にございます。

そこで、1つ目の考え方としまして、山県市として適正な保育士を確保するため、本年5月には令和3年度の保育士の採用募集周知のため、保育士養成可能な県内の大学の就職支援部門5か所へ訪問をいたしました。また、愛知県内の大学の25か所の就職支援部門に対してはメールで配信をさせてもいただきました。しかしながら、現状において必ずしも適正な数の保育士の確保には至りそうもございません。

そのため、先月からは、保育実習に来ていただいた学生さんの最終日に、当職をはじめとする事務職員による面談の機会を設けて、山県市の保育士の魅力を直接説明させていただいておるところでございます。また、加えて、来年1月か2月には、就職のせっぱ詰まっている段階前の近隣の大学の学生さんと山県市の保育士及び事務職員によるワークショップを開催して、早期のうちに山県市の保育士の魅力というものを啓発してまいりたいとも考えております。

そして、もう一つの考え方としましては、民間による保育サービスの提供の促進ということでございます。具体的には、2015年4月から始まりました子ども・子育て支援新制度の中で、特に3歳未満児を対象とした小規模な保育事業、いわゆる地域型保育等でございます。このように、山県市内の保育サービスを充実させて、山県市が他の自治体の住民ニーズにお応えすることによりまして、山県市民も他の自治体の保育園等において受け入れてもらえるようにしていくことが必要ではないかと考えております。

少子化が進んでいると言われております今日ではございますが、こうした未満児の保育ニーズというのは、当面の間は今後も増えていくものではないかと考えております。そうしたことへの対応というのは、単独の自治体の対応だけでは困難な面もございしますので、今後機会を捉えまして、国の制度改正とか県の調整機能支援等の要望も視野に入れながら推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） やはり3歳児未満、人も少なく難しいというのは分かりました。

その中で再々質問を、今度市長のほうにさせていただきたいと思っております。

難しいと、本当に課長は申しましたが、そこで、2015年から始まった子ども・子育て支援制度の中で、特に3歳児未満を対象とした小規模な保育事業、地域型保育だと課長は御答弁をされておりますが、このような制度を市長は当然御存じでしょうから、この制度を利用して、近隣のトップとの調整を図りながら、やはり子育て日本一を掲げる山形市長でありますから、尽力を尽くしていただいて、前向きな方向で進めるようお願いしたいと思います。最後に市長の答弁をお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

議員が認識されておりますように、私も、こうした少子化が進む中といえども、特に3歳未満児の保育事業は当面の間、増えていくとは認識しております。また、女性が活躍されるという中で、パートの就労ですとか、市町村をまたがって働いてみえる保護者の方など多様な働き方に対し、そうした保育需要には十分に可能な限り応えていかなければいけないものと考えております。

そのためにも、本市の適正な保育士の確保に努めるとともに、先ほど久保田理事がお話し申しあげましたように、民間による保育サービスの提供も促進していくことが大切であると。その民間の施設の取り入れ方といたしまして、議員、今お話にございましたように、2015年の4月から始まりました地域型保育について、特に3歳未満児を対象とした小規模な保育事業でありまして、官民連携して推進していかなければならないということでございます。

私も、この間、ここ半年ぐらいの間で、そうした民間での取組をしたいということも聞いておりますし、また、ぜひとも市の関連している団体にもそういった事業を進めていただけないかというようなお話もしてきてまいりました。

そうしたことから、市の中の体制づくりとともに、近隣自治体との連携も図りながら、積極的に推進といえますか、そういった民間でのこうした施設型給付の事業者が手を挙げられれば、積極的に山形市の保育全体の中でそういった配置等も考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君、質問を変えてください。

○12番（石神 真君） それでは、2点目のほうの質問に入らせていただきます。

低所得型老人ホームについては、9月の第3回定例会にて質問をさせていただきました。その時点では、課長の答弁では低所得者に配慮した施設は、主に自立されているケアハウスなどの軽費老人ホームや、要介護の認定を受けている方が入居できる従来型特

別養護老人ホームがありますとお答えをいただきました。しかし、現在、山口市高齢者福祉計画策定委員会で第8期山口市高齢者福祉計画を策定中であると、その中で介護保険事業計画に特別養護老人ホーム等の整備計画を盛り込むことになっているので、山口市だけでなく、近隣市町の整備状況、施設入居者待機数、施設整備による介護保険料への影響等も考慮しながら、今後の山口市にどのような施設が必要かを検討していきますとお答えいただきましたが、その後、どのような進展があったのか、それとも、いまだ検討している間なのか、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、高齢者福祉計画に整備計画を盛り込まなければならない施設はたくさんありますが、その中で低所得者の方に配慮した施設としては、特別養護老人ホームの従来型施設などがあります。

第8期高齢者福祉計画策定委員会は、現在4回の委員会を開催し、基本計画の目標や施策、施設の建設についての議論を行ったところでございます。今後は、前回の委員会でいただいた意見から施策の調整を行い、計画の内容から予測される介護保険料について協議いただく予定でございます。

施設の整備計画につきましては、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護の整備について、委員の皆様から活発に意見をいただきました。特別養護老人ホームの建設が必要であるかどうかの議論では、低所得者の方が入所できる施設の建設が必要であるとの意見が出ましたが、建設時期につきましては、第8期の令和3年度から令和5年度の間ではなく、9期以降で建設することとなりました。

見送った理由としては、次の3点が挙げられます。

1つ目、特別養護老人ホームの定数に対して、入所対象となる要介護3以上の認定者数の倍率が他市町村よりも低く、山口市は比較的に入所しやすい状況となっていること。

2つ目、広域型の施設であれば、どこの市町村の施設にも入所でき、最近では家族が住む近くの市外の施設を希望される方も多いこと。

3つ目、介護人材不足の現在、3年前と比べて建設を望む法人が少なく、建設してもすぐに開所されない施設があることであります。

ただし、山口市といたしましては、この先、団塊の世代が後期高齢者世代となる第9期以降には必要になってくると考えております。

介護保険制度の持続が危惧されている中で、今後において、介護保険料の高騰や介護人材不足など多くの問題を抱えておりますが、国の指針に基づき、第一は山県市民の皆

様のことを考えて計画を策定してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 課長の答弁では、やはり国の指針に基づき山県市民のことを考え、高齢者の皆様を支えていきたいというような内容の御答弁だとは思いますが。

また、その中でも、見送った理由も3点述べていただきましたが、やはりこれも第8期高齢者福祉計画策定委員会の議論を重んじてのことだとは思いますが、やはり、今このコロナ禍において何が起こるか分からないときこそ、第9期まで待つのではなく、その間に何かあればずっと検討して見直す必要も、必要ではないかと、そのように私は考えますが、再度課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

高齢者福祉計画は、団塊の世代が75歳となる2025年、そして、団塊のジュニアが65歳になる2040年を見据えた戦略的な展開が強く求められていますが、65歳以上の方々の介護保険料を決定する介護保険事業計画が盛り込まれております。計画年度が3年と他の計画に比べて短くなっております。元気な高齢者でいていただくよう、健康づくり、介護予防で施策を打つこと。介護が必要になった方へのサービスの充実、認知症対策、医療、介護、福祉の連携、人材確保の育成、そのほか地域での支え合い、保険者機能の強化、この7つの基本目標を具体的な施策を挙げて計画を作成しておりますが、議員御発言のとおり、国の方針や山県市の現状、今回のコロナ禍も含め、状況の変化に合わせて対策を打つ必要があると感じております。

先ほども答弁をいたしました。委員会では、施設建設を見込むのかどうかについては多くの意見をいただきました。介護人材の不足はコロナ禍でさらに状況が悪くなっておりますし、市外の施設でも入居できることも考慮して、来年度からの3か年は山県市内での建設は見送られました。

以上で答弁といたします。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） やはり課長の声では、状況の変化に合わせて施策を打つ必要があると感じているというのは確かだと思いますが、やはり来年度からの3か年は委員会の意見を尊重するかの思いかと、そこで言われていました。

だから、ここで再々質問として市長にお尋ねをいたしますが、今はあまり使われておりませんが、社会保障の面で昔から揺り籠から墓場までという言葉もありました。今は

人生100年時代と言われておりますが、けれども、先ほどの未満児保育のこともありますし、やはり子供から大人までという観点から総合的に住みよい山縣市にするためには、今後のこのような施設に関してどのような考えを持っておられるのか。また、市長の観点からでいいですので、最後に市長に質問をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

高齢者の方のこうした施設は、私は、今議論されております介護保険事業に伴います特養のような施設と、それから、養護老人ホームのような施設の2つに分けられると思います。そうした2つの中で、私もこの制度ができたときに、保健福祉部長を担当させていただいておまして、あの当時は非常に特養に入られる方が山口市内でもおおむね100人ぐらい待ってみえるということを知っていました。それが、あれからもう20数年たちますけれども、まだ30年とはたっていないと思いますが、あの当時と比較しますと、先ほど課長が答弁させていただいたように、入っていただく方の需要に答えている、それは、昨年ですか。あれ、いつからやった、制度がちょっと変わったの。

○健康介護課長（藤田弘子君） 介護3です。

○市長（林 宏優君） 要介護3以内でないと入れないということで。ということは、かなり体に不自由な方が対象だということで、そういったこともございまして、今の時点で、その需要に現在では答えているというようなことで、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。これが、急にコロナ禍であったり、社会状況の変化によりましてそういった需要が十分高まれば、当然、緊急に変更が必要なときは委員会を開催しましてそういった変更もすることができますが、そういったことも踏まえながら、これから3年という期間ではありますけれども、もう少し、そういった緊急な場合にはその期間を縮めて、短くして制度設計をすることができますので、そういったことも踏まえながら、それぞれのそのときの需要に応じていけるような施設整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位2番 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、1点、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、総務省の発表によりますと、昨年度の全国の寄附総額は前年度比で4.9%減少した、岐阜県と県内42市町村では3割減少したとのことでした。

そのような中で、山口市では一昨年度が9,900万円、昨年度が2億7,290万円と約2.8倍というすばらしい伸びを示しているわけですが、これは、担当課、担当職員の努力のたまものではないかと感じております。

先日、私は飛騨市を訪ねまして、ふるさと納税の取組をお聞きしました。2018年度に民間企業から飛騨市に出向して事業者向けに様々な支援をして、一昨年度の4.6億円から、昨年度は11.3億円に伸びたと。ふるさと納税はマーケティング戦略が必要であり、そのような専門的知見のある方の力によるところが大きいとのことでした。具体的には、商品の写真の見せ方や検索されやすいキーワードを並べた商品名にしたり、季節ごとの野菜の定期便や、また、他社とのコラボ商品、例えば、ジビエと野菜など様々な工夫が見られます。これらの工夫が生まれたのは、事業者向けの勉強会を開催したことから事業者間でコラボ商品や新商品、定期便の開発などが生み出されたとのことでした。

私は、ここが大切な視点だと思っておりますが、行政主導でなく、事業者自らが工夫をするようなきっかけになるような仕掛けが重要と考えております。

また、寄附者から飛騨市のファンづくりにつなげる取組として、返礼品を送る際に観光情報や飛騨ファンクラブの情報なども届けており、ファンクラブの会員数は、平成27年7月末時点で4,800名以上おられ、ファンクラブの集いなど様々な特典があるそうです。これらの取組がリピーターの増加につながったとのことでした。

市内事業者の方の声を聞きましますと、コロナ禍により売上げに影響を及ぼしているという話や、小規模な事業者は販売力がないため、ふるさと納税返礼品の注文は助かっているという、そういうような声もお聞きしております。市内事業者の経済振興につながるという意味でも、より一層力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

また、寄附金の使い道についてですが、寄附者から使い道を指定できる仕組みになっておりますが、現在の山口市では、例えば、健やかで安らかなまちづくり、便利で快適なまちづくりなど抽象的な使い道になっておりますが、飛騨市では、今年度から具体的なプロジェクトを選択肢に加えられました。例えば、若手音楽家・芸術家の育成、飛騨市オリジナル映画ドラマ作成などです。

魅力的な返礼品のために寄附する方は多いと思いますが、中には、ふるさとを離れた方や山口市につながりのある方などは、このような具体的な取組だったら寄附しようかという、そういうような方もおられるかと思っております。例えば、大桑城跡の調査や、また、ハリヨ公園整備など、このような寄附の使い道が具体的な事業があってもいいのではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。このように、ふるさと納税は事業者支援と歳入確保対策、ま

た関係人口の増加など様々な側面があり、費用対効果は大きいものと考えますが、今後の市の取組はどのようにお考えでしょうか。理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

まず、山縣市へのふるさと応援寄附金の状況でございますが、今年度も順調に増加しており、11月末時点で、寄附金額は前年比1.75倍の2億3,023万5,457円となっております。このペースが続きますと、年度ベースでは4億8,000万円の寄附が見込まれるため、今定例会に上程しております補正予算案では、基金積立てを1億8,000万円増額するほか、返礼品や事務費等の追加を盛り込んでおるところでございます。

寄附額増加の主な要因といたしましては、県下共通の返礼品でございます飛騨牛のほか、本市独自の返礼品では、本市を代表する工業製品でありますシャワーヘッド、さらにはハツシモや卵といった農産物が好調であることなどが挙げられますが、山縣市といたしましては、ふるさと応援寄附金を、近年続いております厳しい財政状況を乗り切るための貴重な財源として、さらには、返礼品のさらなる掘り起こし等を通じた市内事業者への支援策の1つとして位置づけ、さらなる寄附額の増加に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

今後の具体的な取組につきましては、先日、昨年の寄附額が県内1位の関市、そして、議員からも紹介いただきました、同じく2位の飛騨市を訪問し、成功の秘訣についてアドバイスをいただいてまいりましたので、それらを参考に、大きく3つの柱で進めていく方針でございます。

まず、1つ目の柱といたしまして、まずは返礼品の増加に向けた取組を進めてまいります。本市では、現在約200種類の返礼品を登録しておりますが、市内にはまだまだ多くの魅力ある農産物、加工食品、生活用品、工業製品等が埋もれているのではないかと考えております。これらを商工会等とも連携し事業者へ働きかけることで、掘り起こしていきたいと考えております。

なお、取組を進めるに当たっては、例えば、肉と野菜のセットといった、いわゆるコラボ商品、そのほか、野菜等を複数回送る定期便、さらには期間限定の商品のほか、来年オープンする予定の体験農場の利用券など、関係人口の増加といった視点も取り入れ、今以上に魅力ある返礼品を増やしてまいります。また、登録後におきましても、好まれる返礼品にするにはどう改良すべきか、こういった点につきまして、専門家も交え、事業者の皆さんとともに考える機会を設けることで、事業者との連携強化も図ってまいりたいと考えております。

2つ目の柱といたしまして、寄附者が返礼品を選ぶ際に見ていただく、ポータルサイトの充実とその改善を進めてまいります。具体的には、ポータルサイトを追加するほか、中間業者を活用し、返礼品の写真画像や紹介文について改善を図ることで、寄附者の視覚に訴えかけ、魅力を感じていただけるようなサイトづくりに取り組んでまいります。

3つ目の柱といたしまして、リピーターの確保に重点を置いた取組を進めてまいります。具体的には、前年度に寄附をいただいた方へお礼状を送付するほか、新たにパンフレットを作成し、リピーターだけでなく、新規寄附者の獲得にも努めてまいりたいと考えております。

そのほか、議員から寄附の使途の明確化について御提案をいただきました。山口市では現在、使途は抽象的な表現となっておりますが、1人でも多くの方に山口市を応援いただくため、より具体的な取組を例示するなど工夫してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章議員、先ほどの質問の中に、ファンクラブの会員数は平成と言われました。ファンクラブの会員数のところですが、中段よりちょっと下に平成と言われましたが、令和の。

○4番（加藤裕章君） 訂正いたします。

○議長（武藤孝成君） それでは、加藤裕章君。訂正。

○4番（加藤裕章君） 先ほど、私の発言の中で、飛騨市のファンクラブ会員数は平成2年7月末時点で4,800名と発言いたしましたが、令和2年7月末時点ということで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

再質問をさせていただきます。

先ほど、課長の御答弁で、魅力ある返礼品を増やしていくこと、ポータルサイトの充実、リピーターの確保に重点を置いた取組の3つの柱で進めていくとの前向きな御答弁をいただきました。

1つ目と2つ目の柱についてですが、返礼品は特産品や農産物が多くございますので、そのような発掘や販売に力を入れていこうとすると、それらのブランディングだったり、プロデュースすることと直結してくるわけでございますが、市内事業者の方や市職員の方のみでは限界があり、専門的な知識を持った外部人材の活用が必要になってくると考えます。

他の自治体では、地域おこし協力隊の活用や、また、副業で取り組む戦略推進マネージャーであったり、プロモーション戦略マネージャーであったり、そういう方を公募して採用した事例などがあります。これは、地方創生交付金を活用してそういった方を採用さ

れております。

3つ目の柱のリピーターの確保については、以前に、福井県の坂井市を訪ねたときに聞きましたが、例えば、丸岡城のお城ファンをターゲットに寄附を1口では終わらせないように、百口城主と名づけてクレジット決済で寄附を自動継続できる仕組みをつくられました。これによってかなり寄附者が毎月のように寄附をされるということをお聞きしました。また、ふるさとチョイスでは、今年5月から地域内で使える電子感謝券を発行しましたが、これは、市内の飲食店や小売店などでも使用できるもので、地域に足を運んでいただくきっかけにもなります。また、コロナ禍において遠方から訪れることができない方には、オンラインでの体験や動画配信などに取り組む事例がございますが、例えば近隣では、郡上おどりは、今年は開催できませんでしたので、動画を配信したことによって、今までは近隣の方のお客さんが多かったが、オンラインによって全国の方に届けることができ、地域を知っていただくことにつながったとも言われております。

飛騨ファンクラブの事例もそうですが、ふるさと納税は自主財源を確保する取組であると同時に、ふるさと納税という手段を使って山県市のファンを増やすことでもあります。コロナ禍によって都市の3密が課題になり、リモートワークやテレワークが推進され、地方移住が加速するのではないかととも言われております。

コロナ後の社会を見据えた観光戦略や移住の施策、また、シティープロモーションともつながり、ふるさと納税だけにとどまらず、その先の戦略ともつなげて考えていくと様々な可能性が広がります。組織を横断的に連携して取り組むことも必要になってきます。そのようなことを考えると、専門的な人材や組織体制を整えていく必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。再度理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えします。

山県市におきましては、現在、総務課の行政法務係におきまして、選挙や条例規則、情報公開のほか、文書管理、さらには議会事務等を行いながらふるさと納税に関する事務を担当しておりますが、先ほど議員のほうからも他市町の取組、いろいろ御指摘、紹介いただきました。大変工夫を凝らした取組をやっております。

ふるさと納税につきましては、自治体間の言わばアイデア合戦となっておりまして、議員御指摘のブランディングも含め、戦略的かつスピード感を持って進めることが求められております。また、ふるさと納税が最終的に目指すべきところは、財源対策や地場産業の振興にとどまらず、関係人口の増加も含め、市のプロモーション促進であることを飛騨市の取組からも学んだところでございます。こういったことを踏まえますと、今

後の取組に当たりましては、議員から御提案のありましたように、専門知識を持った外部人材の活用を含め、体制の強化が必要であると考えております。このため、来年度の組織、人事を検討する中では、ふるさと納税を核に市のプロモーションを推進する専任組織の設置について検討してまいります。

また、外部人材の活用につきましては、ブランディングやマーケティングを手がける民間企業から定期的にアドバイスをいただけるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で10時55分から始めます。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目、公共施設等総合管理計画について。

公共施設の老朽化対策が大きな課題となっている日本。厳しい財政が続く中で、今後、人口減少等による公共施設の利用需要の変化が予測されています。

施設の全体的な状況把握、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされ、平成26年、地方公共団体にも公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定が求められました。

3町村が合併した山県市は、人口1人当たりの公共施設延べ床面積が県平均よりも大きく、公共施設を多く保有している状態。今後も、厳しい財政状況が続くことが予測されていることから、従来どおりの考え方で公共施設に投資を続けていくことは難しく、効率よく公共施設を管理していくことが必要であると、平成29年6月山県市公共施設等総合管理計画が策定され、今年の3月には今後の施設の在り方を考えたユニバーサルデザイン化の推進も追記をされたところです。計画の期間は平成29年度から令和8年度までの10年間。策定から前半の3年が経過しました。

そこで、次の2点につき御質問をいたします。

1点目、計画の策定からこれまでの全体的な進捗状況、成果、評価はどのようでしょうか。

2点目、当初の公共施設等総合管理計画に係る個別施設の管理方針（案）には、来年度令和3年度を目途に、伊自良中央公民館、福祉センター、伊自良支所の3つの機能を含めた施設統合を考えると記載されていますが、方針はどのようでしょうか。

1点目を理事兼総務課長に、2点目を副市長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

まず1点目、計画の進捗状況と成果、評価でございます。

公共施設につきましては、議員御指摘のとおり、本市も含め、いわゆる平成の大合併を経験した自治体において数多く保有している傾向にあり、厳しい財政状況のほか、人口減少など、社会情勢の変化も踏まえた適正な管理が求められております。

そのため、本市におきましても、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の平準化へも配慮しながら、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などに取り組んでいるところでございます。

この計画では、保有する公共施設に係る更新費用の試算に基づき、統廃合や複合化により、建築系公共施設の延べ床面積を20%削減する、また、施設の寿命を10年間延長するという2つの目標を設定するとともに、各施設の今後の方針について、休止または廃止、当面は現状維持、建て替えまたは長寿命化の3つの区分に整理しております。

御質問の進捗状況につきましては、各施設の所管課へのヒアリングを行いながら管理しておりますが、目標の1つであります延べ床面積の20%削減につきましては、これまでに、旧笹賀教職員住宅車庫棟及び旧高富公文書庫の売却、伊自良キャンプ場施設や消防団詰所の譲渡、寺洞市営住宅1棟の取壊しを行っており、延べ床面積にいたしますと600平方メートル、0.4%の削減となっております。

また、現在、美山支所の再整備事業や、後ほど副市長から答弁申し上げますが、伊自良地域の中央公民館、支所、老人福祉センター施設の統合について検討を進めているところであります。

このほかにも、葛原体育館、葛原・谷合郷土研修室、旧青波福祉プラザ、旧母子健康センター、旧静山荘など11施設、延べ床面積6,532平方メートルにつきましては既に施設を廃止または休止しており、今後、順次、売却等を進めていきたいと考えております。

次に、進捗状況の評価でございます。延べ床面積を20%削減するとの目標に対し、現在の達成率が0.4%となっていることにつきましては、非常に低い状況にあると認識して

おります。これは先ほど申し上げました、既に廃止または休止した11の施設について、売却等が思うように進んでいないことが主な要因となっております。買手が簡単に見つからないのは事実でございますが、関係課ともこれまで以上に連携し、売却できるものは時期を逸することなく、売却できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、議員御発言のとおり、令和2年3月に本計画を改訂しまして、ユニバーサルデザインに関する項目を追記しました。今年度につきましては、公共施設等適正管理推進事業債、こちらを活用し、ピッコロ療育センターのトイレ改修を行いました。今後も引き続き、全ての利用者が快適に利用できる施設整備に取り組んでまいります。

なお、公共施設につきましては、市民生活に密着した大変重要なものがございます。したがって、計画の推進に当たっては、一律に削減を推し進めるのではなく、市民サービスの低下を招くことがないよう、引き続き社会情勢の変化、あるいは利用者の意見にも耳を傾けながら、取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の2点目の御質問にお答えをいたします。

伊自良中央公民館、そして伊自良老人福祉センター、伊自良支所の施設統合について、この3施設の統合につきましては、関係各課の担当者会議において、課題や具体的な統合案を検討するとともに、その状況について、伊自良中央公民館運営審議会の場で随時説明をし、意見をお伺いしてきたところでございます。

担当者会議では、建設年度が昭和62年と最も新しく、エレベーターもあり、施設面積も大きい老人福祉センターへ統合する案を軸に検討を進めてまいりました。これまでに中央公民館を利用している各種団体が、老人福祉センターにおいて、日程的にもスペース的にも支障なく利用できることを実際に確認したところでございます。

そこで、今後の方針でございますが、施設統合に当たり、最も重要な課題である現在の利用者に不便が生じないことを確認できたことを踏まえまして、60歳以上の方が利用対象となっている老人福祉センターをどの世代でも利用できる施設に変更し、公民館と支所の機能を移転、統合する形で、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、統合に当たっては、単なる統合だけでなく、周辺の文化施設と併せ、伊自良地域の市民の集いの場となる、例えば、健康・子育て相談スペース、そして多世代交流スペース、市民が親睦を深めるスペースを設けるなど、新たな機能を備えた施設としてまいります。

今後のスケジュールでございますが、今年度中に市民の皆様へ検討状況を説明し、御

意見を伺いたいと思っております。その後、令和3年度には、老人福祉センターを改修するための実施設計を得て改修工事に着手しまして、令和4年度中に、新たな施設の共用を開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

最後に、施設統合に伴い、老人福祉センターでの入浴サービスを取りやめることとなりますが、この点につきましても、市民の皆様適切に周知をしてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問を行います。

計画の進捗状況と成果、評価、伊自良地区の施設統合についてお答えをいただきました。

御答弁では、計画の推進に当たっては一律に削減を推し進めるのではなく、市民サービスの低下を招くことのないよう、社会情勢の変化や使用者の意見に耳を傾けながら取り組んでいくとお答えをいただきました。

インター開通や新バスターミナルの整備、公共交通の再編等、市内の状況が変化していく中、伊自良地域においては、大規模な体験型農園のオープンやハリヨ公園の整備も進められています。

御答弁いただきましたように、6月の第2回定例会の一般質問においても、図書館を中心とした文化ゾーンの施設を一体的に運営していくことをお答えいただきました。

合併から17年、伊自良地域の施設統合は、削減を推し進める統合ではなく、これからの時代を見据えた中核施設の再生という考え方で進められるものだとことを地域住民の皆様にもしっかりとお伝えいただきたいと考えます。

再質問は、フォローアップについてです。

山口市公共施設等総合管理計画の第6章第4節には、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルとともに、フォローアップの実施方針が記載されています。

ユニバーサルデザイン化推進の追記による計画の改定が行われ、事業の実施が進められたことはその1つであるかと考えますが、方針には議会、市民に対しての計画の進捗状況の適切な情報共有及び報告を実施することも記載されています。

計画策定当初に個別施設の管理方針について、議会にも説明がありましたが、計画策定から3年が過ぎ、御答弁いただきました成果や評価、計画の変更点など、進捗状況を取りまとめた報告が議会や市民の皆さんに必要と考えます。理事兼総務課長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、公共施設は市民生活に密着した大変重要なものでございまして、今後の在り方について、市民の皆様の関心は大変高くなっていると認識しております。

そのため、公共施設等統合管理計画の方針では、議会や市民の皆様に対して、適切に情報共有あるいは進捗状況の報告を行う旨、記載されているものと認識しております。

議員御指摘のとおり、計画の策定から3年以上が経過しておりますので、今年度の各課へのヒアリング結果も踏まえ、年度末には議会のほか、市民の皆様へ進捗状況を報告させていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） お考えいただけるということでしたので、再質問はいたしません。

次の質問に移ります。

自助・共助による防災活動の推進について。

自然災害の多い日本では、平常時の防波堤等のハード整備やハザードマップの作成等のソフト対策を実施し、災害時の救急救命、職員の現地派遣による人的支援、避難所避難者へ必要不可欠な物資を緊急輸送するプッシュ型物資支援など、公助による取組が絶え間なく続けられています。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみ合わないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識され、現在想定されている南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合にも、公助の限界についての懸念が指摘されています。

平成25年には、災害対策基本法に自助及び共助に関する規定が追加されました。合併による市町村エリアの広域化、公務員数の減少など地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民一人一人が災害を他人事ではなく自分事として捉え、防災、減災のための具体的な行動を起こすことにより、自らの命は自らが守る、地域住民で助け合うという防災意識が醸成された地域社会の構築が必要となります。

山口市では、今年10月に通達された来年度当初予算編成方針の5つの重点事項に、今年度同様、防災、減災による市民の安全性確保が含まれており、生活環境の悪化につながる空き家の対策や災害時の情報伝達手段の確保、指定避難所の環境整備、道路、橋梁などの社会インフラの老朽化対策や緊急輸送路の確保、孤立集落支援対策、自主防災組

織の強化など、市民一体となった防災・減災対策を進めていく施策が必要と記されています。

防災タウンミーティングの開催や学校教育現場での取組、自主防災組織等への活動補助金の交付を実施しておりますが、自助、共助による防災活動の推進、意識づけについて、これまでの取組の成果、評価と今後の方針はどのようなのでしょうか。理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

防災対策につきましては、これまでは行政による取組、つまり公助が中心的な役割を担ってきましたが、近年、全国各地で発生している豪雨、大規模地震では、想定をはるかに上回る甚大な被害が発生しているほか、対応が長期化していること、さらには自宅避難など、昨今のコロナ禍における避難形態の多様化といった情勢変化、こういったものを踏まえますと、公助には限界があり、自助、共助の果たす役割が非常に大きくなっていると認識しているところでございます。

山県市におきましては、幸いにして昭和51年の9.12豪雨災害以降、大きな災害に見舞われておりませんが、職員規模が250人程度と限られていることも考慮いたしますと、議員御指摘のとおり、市民一人一人が災害を他人事ではなく自分事として捉え、自助、共助の取組をそれぞれの地域で実践いただくことで、地域防災力の強化につなげていく必要があると考えております。

そのため、山県市におきましては、これまでも市ホームページ、広報紙のほか、専門家による講演会、さらには毎年の総合防災訓練などを通じて、自助、共助の必要性について啓発を進めてきたところでございます。

特に昨年の11月、花咲きホールで開催いたしました防災タウンミーティングでは、岐阜大学の清流の国ぎふ防災・減災センターから講師を招き、事前の備えと事前の共助、こちらをテーマに、市議会議員の皆様をはじめ、自主防災組織の長や社会福祉協議会、防災士などの皆様に講演をいただきましたが、参加者へのアンケートでは、今までの考えが甘かった、あるいは漫然としていた共助の必要性についてはっきり認識できたといった意見をいただいております。また、昨年の総合防災訓練では、住民参加型のプログラムといたしまして、防災士の指導による応急トイレ設置訓練を取り入れ、多くの皆様に参加いただいたところでございます。

また、自助、共助の推進は、地域全体で推進することが不可欠でございまして、児童・生徒に対する防災教育も大変重要となってまいります。

教育委員会におきましては、総合学習などの時間を活用し、防災士や大学などから講師を招き、防災講話や災害図上訓練等の防災教育、こういった取組を各学校で推進しておりまして、今年度につきましては、市内9つの小中学校で実施されたと承知しております。

そのほか、今年度からは、地域防災力の強化に向けた取組を加速するため、総務課内に防災対策室を新設いたしました。自助の推進に向けた取組といたしまして、ホームページや広報紙の折り込みにより、防災備蓄や、早めの避難、さらにはコロナ禍における避難の手法等について市民の皆様にご周知を図ってきたほか、洪水ハザードマップの更新等も現在進めているところでございます。

また、共助の観点では、山県市自主防災組織等活動費補助金、こちらを大幅に拡充いたしました。ボランティア・サポートセンターに登録された防災士の指導による自主防災組織の活動や、昨年度から推奨しております自治会公民館を避難所として活用する場合に必要な資機材の購入を助成するなど、取組を強力に推進する予定でございました。

しかしながら、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、計画しておりました市総合防災訓練、そのほか防災タウンミーティングを中止したほか、自主防災組織の活動も自粛傾向にあったため、自主防災組織等活動費補助金の活用実績につきましては、現時点で1団体にとどまっているなど、残念ながら自助、共助の促進に向けた取組は計画どおりには進んでいない現状でございます。

今後の方針でございますが、自助、共助の取組を地域に根づかせるためには市民の意識を変えていただく必要があり、息の長い取組が必要となってまいります。

しかしながら、申し上げるまでもなく、災害対策は待ったなしでございまして、山県市といたしましては、新型コロナウイルスに配慮しながらも、工夫しながら、引き続き様々な取組を通じて、自助、共助の推進に努めてまいります。

検討中の新たな取組を幾つか申し上げますと、啓発面では、清流の国ぎふ防災・減災センターと連携した防災講座、これを何回かのシリーズで市内各地区で開催するほか、今年度更新する洪水ハザードマップの周知も兼ねた図上訓練、そのほか防災訓練につきましても、住民参加型のプログラムをより多く取り入れてまいりたいと考えております。また、自主防災組織等活動費補助金につきましては、補助を受けても小規模な自主防災組織にとっては負担が大きい、こういった声もいただいておりますので、補助率を見直すなどより使いやすいものとなるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

これまでの取組成果、評価、今後の方針についてお答えいただきました。

昨年開催されました防災タウンミーティングの講師のお話をただいま御答弁がありましたように、私も今年は小学校の行事で聞く機会がありました。もし学校で今地震が起きたらという想定の下、児童が各教室の危険な箇所をチェックしたり、どのような体勢で身を守ればよいのかなど、実際に体を動かして学びました。

いつどこで起きるか分からない災害に対して、単発の講演ではなくシリーズでの開催、多様な場面に対しての講演は、防災に対しての知識、認識、意識を深めることにつながると期待し、ぜひ実施していただきたいと思います。

また、自主防災組織活動補助金の実績が1団体だったことについては、補助率の見直しなどを検討されるということでしたので、ぜひより利用しやすい形で事業を継続していただきたいと考えます。

御答弁にありましたように、災害は待ったなしでやってきます。検討中の新たな取組、新型コロナウイルス感染症に配慮いただきながら実施できることを進めていただきたいと思います。

再質問は、地区防災計画の策定についてお尋ねをいたします。

平成26年の災害基本法の改正により、地区住民が市町村と連携しながら自助、共助による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために地区防災計画制度が創設されました。

これにより、地区住民が地区防災計画を作成し、市町村防災計画に地区防災計画を定めるよう、防災会議に提案できることとなりました。令和元年4月1日時点では、全国の3,028地区で、地区防災計画の策定に向けた活動が行われ、さらに827地区では地区防災計画が地域防災計画に定められました。

地区防災計画は、住民が自助、共助の意識を持ち、地域の災害リスクや特性に応じて、地区の安全性を高め、その取組は自分自身や周りや大切な人を守り、みんなで地区を守ろうという次世代を育む防災教育の効果も有しています。

実際に、令和元年東日本台風において、防波堤の決壊による大きな被害を受けた長野県長沼地区は、地区防災計画を作成する取組の中で地域の災害リスクについての認識を深め、住民が独自の避難ルールを定めた長沼地区ルールブックを作成し、要配慮者への呼びかけなどについてもあらかじめ対策を決めていたことにより、多くの方が避難を行いました。

内閣府において、平成30年度中に地域防災計画に反映された地区防災計画579地区の事例を分析したところ、次のような特徴が見受けられたと報告されています。

1点目、計画策定に向けた活動のきっかけは、行政の働きかけによる場合が96%、2点目、地域災害のリスクを理解するために、住民が主体になって発生のおそれのある災害や危険箇所の調査、地域の社会的な特性の調査を行っている。3点目、計画の内容としては、活動目標や活動予定などの長期的な計画、防災訓練や組織、体制などの整備、要配慮者支援や避難など、命を守る上で重要な事項についてはほとんど地区で記載されている。4点目、町内会、自治会、自主防災組織が作成主体とされている例が多く、そのほか、数は少ないものの、学区やまちづくり協議会などの主体事例も見られ、地域の社会特性に応じ、作成主体の多様化が期待される。以上の4点です。

地区防災計画が本来、住民主体のボトムアップの取組であることを確保しつつ、策定に向けた取組を活性化させるためには行政の働きかけが大変重要になります。

内閣府は、計画作成を支援、推進する市町村職員の取組を促進するためのガイドを公表しています。

山口市でも、共助の避難方法を定める重要なツールとして、その役割が認識されるよう、地区防災計画の作成の推進により力を入れていただくことが必要であると考えます。その取組について、理事兼総務課長にお尋ねをし、質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えします。

地区防災計画は、行政ではなく地域住民による自発的な防災活動、まさに共助によって作成する計画であり、地域の災害リスクを把握し、避難方法などの対策について話し合う、こういったプロセスの中で共助の意識が醸成されていくという点で、大変有意義なものであると考えております。

そのため、本市としても取組を促進するため、昨年度策定した第2次総合計画後期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、5年間に5つの自主防災組織で計画を策定いただくことを目標にしております。

今年度は、先ほどの答弁でも申し上げました自主防災組織等活動費補助金に、計画策定に向けた勉強会の開催に要する経費、こういったものを支援できるようメニューの見直しを行ったほか、議員が所属する会派からもチラシを配布いただき、働きかけを行っていただきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自主防災組織や計画策定に向けた取組への支援、こういったものを期待しております、ボランティア・サポートセンターの活動が自粛傾向にあったこともあり、現時点では取組が進んでいない状

況にございます。

今後の方針でございますが、地区防災計画はあくまでも地域が自主的に作成するものであり、まずは市民の皆様、特に自主防災組織のリーダーの皆様に、作成の意義を理解いただくことが取組の第一歩であると考えております。

そのため、市といたしましては、広報紙や自治会連合会の会議など様々な機会を通じて、地区防災計画の策定に向け働きかけを行うとともに、リーダーの理解が得られた自主防災組織に先陣を切って作成いただき、その取組を紹介することで、他の自主防災組織にも取組が波及するように進めてまいりたいと考えております。

なお、計画策定に向けたきっかけづくりといたしまして、ボランティア・サポートセンターに登録された防災士の協力もいただきながら、各自が避難のタイミングや避難場所までの経路を考え作成する災害・避難カード、こちらの普及に向けた取組も併せて進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位 4 番 奥田真也君。

○2 番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは、3点質問をさせていただきます。まだまだ質問につきましては慣れておりません。お聞き苦しい点があるかもしれませんが、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、まず1点目、通年議会について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

今年度より始まりました政務活動費を活用し、全国市町村国際文化研修所にて、地方分権と自治体の行政改革について学んでまいりました。ここで学んだことを山県市に活用できないか模索、検討をしておりますが、その中で、通年議会を山県市議会にて取り入れることについてのお考えについて、理事兼総務課長にお伺いしたいと思っております。

現在、近隣の三重県議会、愛知県豊明市議会、三重県四日市市議会、滋賀県大津市議会などが通年議会を導入しておりますが、通常の議会は定例会が終了すると閉会となり、次の定例会まで閉会のままとなりますが、通年議会では定例議会が終了すると休会となります。これにより、大規模災害時や非常事態の際に、議長による対応ですぐに議会や常任委員会の開会が可能となります。

これにより、市長が1人で責任を持たなければいけない専決処分もなくなり、議会にてしっかりと審議をすることも可能となります。常に議会が運営されることにより、今まで以上に市民は議会に関心を持つことができ、それにより信頼される議会となり、開

かれた議会となるのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

岐阜県内の県議会、市町村議会において初となる通年議会を山県市から発信し、運用していくことへのお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

通年議会につきましては、平成20年に全国で初めて北海道の白老町で導入されましたが、その後、平成24年の地方自治法改正により、定例会、臨時会の区分を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とする通年会期、こちらが制度化され、市町村を中心に検討、導入が進められていると承知しております。

通年議会の導入について、他の自治体での議論を見ますと、議会にとっては、首長によらずとも議長の判断で本会議を招集でき、緊急案件や自然災害発生時等に迅速な議会活動が可能となる、十分な審査時間が確保され、政策立案や監視機能など議会の機能強化が図られる、専決処分がなくなるといったことのほか、執行部にとっては、必要に応じていつでも議案を提出できるといったメリットがあるとされております。

その一方で、導入に慎重な立場からは、執行部のスケジュールを拘束し、行政事務や住民サービスの低下を招く、議会活動に費やせる時間が増加する反面、議員個人の活動が制約を受ける、専決処分がなくなれば、自然災害時に議会対応を優先するあまり、現場対応が後回しになるのではないかと等々のデメリットがあり、執行部との調整も含め、運用面での細かな検討が必要であるとの意見もあるようでございます。

通年議会につきましては、山県市議会におきましても、昨年、平成22年から制度が導入されております長野県軽井沢町への視察も行われたと承知しておるところでございます。

執行部の立場からも研究してまいりたいと考えてはおりますが、通年議会を導入する意義は、何よりも議会の活性化にあると考えますので、まずは議会において十分に御検討いただくべき課題であると認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございました。

今の答弁のとおり、議会の中で通年議会について議論を進めていく必要があると思ひます。

そこで、市長に再質問をさせていただきたいと思ひます。

10月17日に議会報告並びに意見交換会が富岡公民館、美山中央公民館、伊自良中央公民館で開催されました。その中で、参加された市民の方より議員の歳費、そして政務活動費を上げるべきとの声をいただきました。これは議員、そして議会に対し期待をしていただいているのだと思います。

そこで、改めまして、岐阜県内の県議会、市町村議会において初となる通年議会を山県市から発信し運用していくことについてのお考えを市長にお伺いしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

通年議会の導入に対する私の考えとの御質問でございますが、先ほどの理事兼総務課長から答弁を申し上げましたように、他の自治体の議論を見てみますと、通年議会の導入には様々なメリットやデメリットがあるようでございます。

議会と執行部は車の両輪と例えられますが、議会の活性化に向け様々な討論が行われることは、執行部を代表する立場といたしましても大変心強く感じるものでございます。

この通年議会の導入につきましては、議会において十分なる、また活発な議論が行われることを期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。市長、そして理事兼総務課長の答弁のとおりだと感じております。

今、議会において、議会改革特別委員会が設置されております。私は所属外なのですが、今後調査項目について加えていただけるような余地があるようでしたら、ぜひ御検討お願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

鳥獣害対策について、農林畜産課長にお伺いをいたします。

山県市は、森林の面積が約8割を占めており、昨今の新聞報道においては、熊の被害が全国で例年以上に多いとのこと。熊だけではなく、近年、ハクビシンやアライグマなどによる畑の被害や、猿が群れを成して農作物を食い荒らす被害が市内各地で聞こえております。年々被害が増えてきていると感じており、丹精込めて作った作物が収穫できない悔しさは計り知れないのではないのでしょうか。

全国の中山間地域においても同様の被害が出ていることから、いろいろな対策を講じている地域があります。例えば、長野県軽井沢町では、熊と共生するために、熊には人

里の怖さを植付け、そして熊対策犬、ベアドッグによる追い払いをしております。長野県大町市では、農地を荒らす猿を山奥へ追い払う犬、モンキードッグの活用。福井県福井市では、地域住民の110番で現場に急行し、エアガンで猿を山奥に追い払う対策チーム、モンキーバスターズ。神奈川県などでは、ドローンを活用した追い払いや調査、運用実験も行われているところです。

そして、この鳥獣害対策において忘れてはならないのは、市民の安心・安全のために活動されている、現在60名おみえになります猟友会の皆さんです。有害鳥獣駆除などで精力的に活動してみえますが、今後も鳥獣の被害が増えていくと考えられており、大変御苦労されているのではないのでしょうか。

そこで、農林畜産課長に2点お伺いさせていただきます。

1点目は、鳥獣害対策における先進事例などの調査や検討をされているのかどうか、2点目は、狩猟免許取得の助成を行っていただいておりますが、非常に有益と感じていますが、現在の申請者の状況についてお伺いをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 議員御発言のとおり、猟友会の皆様方には日頃から山県市の鳥獣対策に大いに御貢献いただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。

御質問の1点目、先進事例の調査や検討についてでございますが、現在、猟友会の皆様方には、箱わなやくくりわな等による有害鳥獣の捕獲を実施していただいております。また、各農家の方々にも追い払いや侵入防止柵を設置していただき、防止柵につきましては費用をまちづくり振興券で助成しております。

しかし、なかなかこの被害が低減しないのが実情でございます。今年度になりまして近隣の市町の効果的な鳥獣害対策、特に猿の個体数の減少に向けて、聞き取りや現地に設置している囲いわな等を調査させていただきました。

先進地のある担当者の方からは、囲いわなを設置する場合には、土地の提供、扉や鍵、餌の管理など全て地元の自治会等で行っていただいているということをお聞きし、地域にお住まいの地域の皆様との協働による対策がいかに重要であるかということを感じました。しかし、この視察先市町での対策もなかなか効果を上げるものがなく、他の事例も参考に山県市での有効な方策を今後も検証したいと考えております。

また、昨今は、先ほどの議員の御発言にもございましたが、熊の出没が大変多く、今年度も目撃情報や錯誤捕獲が多発いたしました。そこで、岐阜県環境生活部環境企画課、同部の岐阜地域環境室、それから山県警察署生活安全課、山県市猟友会、それから農林

畜産課のこの5者によりまず対策会議を開催し、出没時の対応について再確認を行いました。なお、多発する猿被害対策につきましても、本定例会閉会後の12月中には、山県警察署生活安全課を除く、先ほど申しあげました4者で会議を持ち、対応策を話し合う予定でございます。

2点目の御質問、狩猟免許取得助成の申請者の状況についてでございますが、山県市では現在、新規に狩猟免許を取得された方のうち、山県市猟友会で有害鳥獣の捕獲に御協力いただける方に、狩猟免許時に要した費用10万円までを限度にまちづくり振興券で助成しております。

昨年度は3名の方が、今年度は5名の方で、うち1人は女性の方から申請をいただきまして、新たに猟友会に加わり、鳥獣害対策に御協力していただける予定となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。

今年度に入り、近隣市町の聞き取りや現地の調査をしていただいております、農林畜産課の皆様も大変御苦労されていると思いますが、今後も有効な手段を模索、検討していただき、取り入れられる段階まで進めていただけたらと思います。

2点、農林畜産課長に再質問をさせていただきます。

1点目は、市として有効な手段と認められる方法が見つかった場合には、その手段に対し、補助、助成も視野に検討いただくことは可能かどうか、そして、2点目は、狩猟免許の助成を来年度以降も継続していただきつつ、市民に広く狩猟免許について知っていただけるよう、PRをしていくことも必要だと思っております、その点を農林畜産課長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の有効な手段に対する補助、助成についてでございますが、山県市といたしましても、鳥獣害対策の効果的な方法と認められる、そういった手段ならばぜひとも取り入れたいと考えております。

その手段に対する補助、助成については、先ほども申しあげました侵入防止柵設置の費用の助成と同様に、視野に入れて今後検討していくことは十分に可能であるのではないかと考えております。

それから、2点目の狩猟免許取得助成のPRについてでございますが、現在市民の皆

様には、この助成制度について関心を持っていただけますように、ホームページに掲載しております。

来年度以降も継続して、さらに多くの市民の皆様へ狩猟免許取得に御協力と御理解がいただけるように、広報やまがたにも度々掲載をいたしまして、PRしてまいりたいと、このように考えております。

いずれにおきましても、鳥獣害対策の効果的な方法を見つけ出すということがまず先決でございまして、議員各位におかれましても、実効性が高い手段等の情報をお持ちでございましたら、ぜひ農林畜産課のほうへお寄せいただけるようお願いを申し上げます。私の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。

鳥獣害対策の効果的な方法と認められる手段が見つければ、補助、助成について御検討いただけるとのこと、情報収集に努め、農林畜産課に情報提供してまいりたいと思いますので、今後とも有効な方策について、検討、検証をよろしくをお願いいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

岐阜県警察防犯アプリの活用について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

本年4月1日より岐阜県警察防犯アプリの運用が開始されており、このようなチラシが作成されて周知が図られているところです。現在も運用されている岐阜県警察安全・安心メールより機能が充実しております。

主な機能としては5つあります。1つ目は、犯罪などが発生した際、地図にて網かけで表示される機能、2つ目は、身の危険を感じた際に警察施設へのルートを地図にて表示する機能、3つ目は、自主防犯活動機能、4つ目は、防犯ブザー機能、そして5つ目は、防犯ブザーを鳴らしたときに事前に登録したメールアドレスに所在地を添付した形でメールを送ることができる機能、これら5つがついております。

山県警察署管内においては、今まで不審者の出没や声かけ事案の発生、不審電話や詐欺メールなどの情報が配信されてはいますが、何より市内においては10月と11月に熊が出没した際も配信されております。市においては、防災行政無線において注意喚起の放送がされていますが、外出している方々やその地域に向かって移動している方々は聞いておらず、遭遇し被害が及ぶ可能性もゼロではないと考えます。そのことから、このアプリは有効な手段であると言えます。

12月6日現在でのアプリ登録者数は9,491件、そのうち山県市を居住地として設定した数は129件です。ちなみに、岐阜県警察安全・安心メールは、11月末現在で登録者数が2

万7,407件、山口市を居住地として設定した数は10月末で8,594件となっており、アプリの登録者はまだまだ少ないのが現状です。

そこで、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

この岐阜県警察防犯アプリは、安心・安全につながると同時に、一人一人の防犯意識を高めることにも寄与するものであることから、市民に広く周知することについて、御検討いただけないかお考えをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

山口市における刑法犯の認知件数を見ても、平成27年以降は減少傾向となっておりましたが、令和元年は前年と比べ33件増の151件となっており、中でも脅迫、恐喝などの粗暴犯や詐欺、横領といった知能犯の増加が目立っております。また、このほかにも犯罪には至らない、子供や女性に対する声かけ事案も後を絶たない状況にあると承知しております。

このような状況を踏まえ、市民の皆様を犯罪から守るには、まずは防犯に役立つ情報をいかにして効果的に提供するかという点が重要であると考えております。

山口市におきましては、非常時には、市のホームページのほか、防災行政無線や現在約4,900名の方に登録をいただいております安心メールを通じて情報発信しておりますが、犯罪に関する情報については、当然のことながら警察署からの情報提供、依頼がなければ市民の皆様にお伝えできない状況にあります。

そういった意味で、今回、警察本部が構築されました防犯アプリにつきましては、議員御指摘のとおり、警察署の管轄別に、特殊詐欺の予兆電話をはじめ、実際に犯罪が発生した場所に関する情報を入手できることに加え、事前登録したアドレスにSOSをメール発信できる防犯ブザー機能も備えており、日頃から地域防犯に取り組むボランティアの皆様のほか、市民一人一人の防犯対策にも役立つ大変有意義なものであると考えております。

したがって、山口市といたしましては、市ホームページなどのほか山県警察署とも連携し、毎月開催しております自治会連合会会議や、今月末に開催予定の山口市生活安全推進協議会などでチラシを配布するなど、様々な機会を通じてアプリの有用性を市民の皆様へ周知し、安全・安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。

このアプリを活用し、山県市において防犯、犯罪の抑止につながっていくと市民の安全・安心につながると思います。非常に早い対応をいただけるとのことで、心から感謝申し上げます。

それでは、学校教育課長に再質問させていただき、質問を終わりたいと思います。

本年4月以降に、児童や女性に対する不審者情報が11件、うち最近では、11月26日に市内2か所において、女子生徒に対する変質者や不審者が出沒、市民や保護者の方も不安を感じているのではないかと思います。

そこで、再質問させていただきます。

この岐阜県警察防犯アプリを学校、そして保護者においても周知を図ってはどうかと思います。学校教育課長のお考えをお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

教育委員会といたしましても、山県市内で発生した児童・生徒に関わる不審者情報につきましては、速やかに市内全ての小中学校にその情報を周知するとともに、防犯情報配信システムあんしんネットにより保護者に情報提供しております。

議員御指摘の岐阜県警察防犯アプリについてでございますが、4月当初に岐阜県警生活安全総務課から各学校に紹介がございました。現在、全小中学校の校長が、また教頭、教務主任、生徒指導主事の65%が自身のスマートフォンに本アプリケーションによる警察の情報を得て、被害の未然防止に努めております。

子供を守るのは大人の大変重要な役割でもあることから、本防犯アプリは安全対策のツールとして有効であるということ、保護者や地域にも情報を提供していこうと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、身近

な生活道路等で良好な維持管理をについて質問してまいります。

最近、県管理をはじめ、市管理道路、河川等の生活基盤の維持管理水準が著しく低下しているのではないかと危惧しています。例えば、例年は夏まで、また、盆頃までには県管理及び市管理の道路、河川等の草刈り作業が終了していたと思います。しかしながら、私の住む近くの河川である鳥羽川、石田川等については、今年は冬が近くなった最近まで堤防の草刈り作業等が行われていた状況であります。

また、市管理の市北部、美山の河川では、今年の台風で発生した河川近くの森林からの倒木がいまだに河川の真ん中にそのまま横たわって残っている状況でございます。今後の出水期には倒木が支障物となり、河川の氾濫も予想されます。一刻も早い倒木の撤去が望まれるところであります。

また、国道、県道、市道の道路のセンターライン、路側の外側線は、例年は冬季の除雪作業が終了した春頃から消えた道路ラインの引き直し作業が開始され、夏にはライン引きの作業がほぼ終了していました。今年は、本格的な降雪が始まる現在まで、一部で道路ラインの引き直しがされましたが、依然として道路ラインは消えたままの状況であります。

私が住む高富地区の石田川以南でセンターライン、外側線が引かれている市道の路線は、都市計画道路の佐賀本町線、都市計画道路の南八京線、本町通り、関本巣線の旧道、鳥羽川の佐賀地内の右岸堤防道路、高富郵便局南側の東西道路、高富小学校の主な通学道路、武士ヶ洞の工業団地への進入道路等のみです。しかし、それらの市管理道路の多くは、道路のセンターラインや外側線が消えたままとなっています。また、高富保育園・高富小学校周辺の通学路では、最高時速30キロメートル規制を示し、スクールゾーンを示す表示も消えて見えにくい状況となっています。

また、道路側溝については、市民の方から、排水溝が大型で、設置してある側溝蓋が当初建設当時の鉄板製のままでがたつき、大きな騒音を発しており、夜間その騒音で、近くの方は眠れない、こういうお話でございます。また、この側溝については、当初工事以来、一度も側溝清掃がなされていないという状況ですし、自治会で対応困難な物件でもあり、道路管理者である市での清掃を、このような要望が多く私にも寄せられています。

道路維持管理について、以下の2点について、私は新たな提案を行います。

第1点は、現在本町通りでは、南の岐阜市境から北側の県道関本巣線、扇橋までは最高時速30キロメートルとなっていますが、道路規制標識が少ないこと、その表示が見えにくいことなどから、それ以上の速度で走行される自動車が多く見受けられます。

過去には、この本町通りで、店から出た人が死亡するという事故も発生しております。道路管理者である市では、自動車の走行速度抑制のため、外側線の外側を赤色で表示するなどのイメージハンプが施工されていますが、相変わらず自動車は30キロメートル以上の速度で走行している実情で、その効果はあまりない状況です。

そこで、交差点などの道路の一部の舗装面を物理的に一部5センチから10センチ程度盛り上げたハンプを設置する手法をぜひこの本町通りで実施すべきと提案するところです。

県内では、恵那市が市役所周辺道路でマウントアップ形式のハンプが施行されている状況です。

御承知のように、ハンプとは道路の一部を隆起させ、通過する車両に上下の振動を及ぼすことで運転者に減速を促す道路構造物であります。走行速度を時速40キロメートル以下に速度制限する有効な方法であります。生活道路で速度を抑制するには最適な方法です。ハンプにはゴム製の既製品のものや、アスファルト等で現場施工するものなどがあります。なお、ハンプについては、冬季における除雪作業が頻繁に行われる地域では、その設置には慎重な検討が必要であり、振動についても検討する必要があるとございます。着脱式のゴム製の既製品のハンプの採用を検討することも必要であります。また、ハンプの存在を事前に自動車に知らせるため、走行する道路前方で明示する標識の設置も必要とございます。

次に、第2点の提案は、現在、岐北厚生病院の建て替え工事が行われておりますが、建物北側の市道では信号機の運用が変更となったことから、現在では相当な速度で走行する車両も多く見受けられます。建物北側には駐車場や薬局もあり、また、リハビリ患者の歩行訓練も行われていることから、走行速度抑制のため、岐北厚生病院周辺道路について、最高時速30キロメートル規制のゾーンの新たな設置が必要と考えます。その際には、ハンプの設置も考慮していただきたいと考えております。

また、既設の高富保育園、高富小学校周辺道路における最高時速30キロメートル規制のスクールゾーンにも、速度規制に実効性のある物理的なハンプの設置を提案するものがございます。将来を担う大切な幼児、児童・生徒が交通事故に遭わないためにも、また、高齢者や障がいのある方々が安心して暮らせるため、全部の市民にとって身近な道路、河川等の生活基盤の良好な維持管理は欠かすことはできません。厳しい財政状況にある市ではありますが、一定水準の良好な維持管理を行っていくことは必要であります。

そこで、担当である建設課長に、以下5点についてお伺いをいたします。

第1点目、県管理等の河川堤防草刈りが例年に比べ大幅に遅れた理由と今後の対応方

針について及び市管理の市北部美山地区の河川にいまだに横たわっております倒木の早期撤去について。

2点目、市管理道路の消えたセンターライン、外側線、スクールゾーン表示の引き直し等の今後の対応について、県管理道路での早期のライン引き直しへの働きかけの対応について。

3点目、道路側溝の側溝蓋等の補修への対応について。

4点目、本町通り、高富保育園、高富小学校周辺での速度抑制につながるマウントアップ形式でのハンプの新たな設置について。

5点目、岐北厚生病院周辺での新たな30キロメートルゾーン設置についての所見について。

以上、1回目の質問といたします。答弁を求めます。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

1点目の県管理等の河川堤防草刈りが例年に比べ大幅に遅れた理由と今後の対応方針についてでございますが、これは岐阜県の事業で、私が答弁する立場ではございませんが、管理者の岐阜県岐阜土木事務所にお聞きしたところ、実施時期が遅れた原因としては、請け負った山県市内業者の工程管理不足ではありますが、本来、堤防除草は河川管理施設である堤防に変状や損傷等がないか点検することを目的に実施しているため、今後は台風シーズン前には完了するように指導していきますと聞いております。

また、市管理河川における横たわった倒木の処理についてですが、住宅、農地等、住民の生活に支障を及ぼす可能性が高いものについては倒木処理を実施しております。

2点目の市管理道路の消えたセンターライン、外側線、スクールゾーン表示の引き直しの今後の対応についてですが、平成30年度までは2月に発注し、3月までの2か月間で実施していましたが、昨年度より年度末の繁忙期を避け、10月に発注し、施行期間を約3か月間として対応しております。限られた予算の中で道路の安全性を確保しつつ、地元からの要望を基に優先順位をつけ、順次区画線の修繕を進めており、今年度も令和2年10月13日に施工業者と契約を締結しております。

また、県管理道路のラインの引き直しの対応でございますが、これも、市のほうからも要望しておりますが、私が答弁する立場ではございませんが、管理者の岐阜県岐阜土木事務所にお聞きしましたところ、県管理道路の区画線につきましては順次復旧に努めますと聞いております。

3点目の道路側溝の側溝蓋の補修についてでございますが、騒音や破損については、

住民の皆様から情報をいただいた場所についての蓋の交換を行う等、事故や騒音が発生しないよう、随時補修を行っております。また、自治会対応困難な側溝のしゅんせつは、土砂堆積状況により実施しているところでもございますが、大型の有蓋側溝につきましても土砂堆積状況を確認し、必要に応じてしゅんせつを行ってまいります。

4点目のハンプの新たな設置についてですが、御提案の路線は、道路構造上問題はなく、地元からも要望はございませんので、現在、ハンプ等の設置予定はございません。今後、地元住民皆様の総意としての要望や、道路交通管理者である警察署からの要請等がありましたら、交通事故等のデータ等を活用し、候補区域があれば設置に向けた調査も可能かと考えます。

5点目の岐北厚生病院周辺での新たな30キロゾーンの設置についての所見についてでございますが、30キロゾーンの設置は生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて速度規制を実施する対策でございます。この路線は、山口市唯一の中核病院に面する道路であり、特に高齢者や傷病者の利用が多い道路となっておりますので、皆様も日頃から車両運転の際には細心の注意を心がけ、通行されていることと思います。なお、当該路線につきましては、道路改良事業を行う予定でありますので、その際には歩行者等が安全に通行できる道路となるよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど美山の北部で、河川に去年以来、木が倒されたままで横たわっていると言いました。具体的な位置は、美山の柿野洞にあります柿野川です。この区間は柿野洞で、県管理区間の上流です。現地を見ていただければ分かると思いますが、大きな木が道路の、河川の真上に横たわっております。早急な対応をしていただきたいと思います。これについては撤去の方向で、一度現地のほうの確認をどのような時期にやっていくのか、これについて1点お伺いします。

もう一点ですが、先ほど来、市民からの要望につきましては、自治会の要望に優先順位をつけて行っていくということでございますが、これについては、やはり我々議員も、こういう一般質問の場を通してしっかりと質問をさせていただいております。これについても、しっかりその状況を確認しながら、どのように対応していったらいいかということは、非常に市民にとっては大きな関心事だと思います。自治会要望の順位も大切でございますけれども、まずそれを、そのようないろいろな各種の意見、要望を捉えるのはやはり市の役目でございますので、それについて、今後もいろいろな要望が出ると思

います。これについてどのように対応されていくのか、この点についても再質問とさせていただきます。

以上、2点をお伺いいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

先ほど言われた柿野川の倒木でございますが、これ、現地を確認してまいります。それで河川に障害がなければ、ハイウオーターより上でございましたらなかなか撤去は難しいかと考えておりますが、一度現状を確認させていただきます。

それと、区画線等の維持修繕でございますが、私も自治会要望をいただきましたときに予算要求はさせていただいております。なかなか厳しい財政の中、全ての要望にお応えできるかどうかというのが今、課題となっております。

それと、維持管理業務に関しましては、本当に予算がつきにくい状況ではございますが、私も構造物を造った以上は維持管理していくのが当然だと考えておりますので、今後、予算要求を行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再々になりますけれども、ハンプ、やはり30キロ規制というところで、本当にそれ以上の、40キロ、50キロで走る方が本町通りでございます。いずれにしても、道路管理者である市と、あと、交通管理者である警察と公安委員会と密接な打合せが必要だと思います。これについても、毎年どのような形で、警察なり、交通管理者と打ち合わせているのか、その状況について再々質問とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 建設課長。

○建設課長（大西一也君） 道路管理者と公安との協議でございますが、通学路、その他の箇所については交通安全プログラムで毎年現地を見て、危険な箇所については、建設課のほうでラインを引く等の対応ができる箇所に関してはさせていただいております。以前、路線は違いますが、ハンプの凸凹を造ってくれという要望というか意見がございまして、警察と協議しましたが、その路線はつかないという結論に達しております。

今後、そのようなことがあれば、いろいろな方法がございまして、警察と公安協議をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○7番（郷 明夫君） 以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 田中辰典君。

○1 番（田中辰典君） 議長から発言の許可をいただいたので、通告どおり 1 点お尋ねいたします。

質問事項のほうは、タブレット端末導入の進捗状況について。

2019年から5年をかけて行われる予定であった文部科学省から発表されたプロジェクト、G I G Aスクール構想。新型コロナウイルス感染症拡大の影響それにより、学校の休校措置で、教育の I C T化の必要性を多くの人が痛感し、日本全国で前倒しで進められています。

山口市には9つの小学校、いわ桜小学校、美山小学校、伊自良南小学校、伊自良北小学校、大桑小学校、桜尾小学校、富岡小学校、高富小学校、梅原小学校、3つの中学校、美山中学校、伊自良中学校、高富中学校があります。山口市の小中学校、合わせて12校全ての児童・生徒一人一人にタブレット端末を今年度中に配布するとお聞きしております。このことは、持続可能な開発目標、S D G s 17目標のうちのナンバー4の目標、質の高い教育をみんなににつながることで。

新聞の情報によると、教員向け研修会では、算数の図形を理解しやすいように、作画を動かす手法や子供全員の意見を画面に示す手順を具体的に指導、朗読にB G Mをつけたり、写真を使った動画にナレーションをつけたりする取組で、子供たちが主体性を発揮し、深い学びにつながったなどの先進事例も紹介されていました。

子供たちにとって、タブレット端末利用は、授業が分かりやすい、家での勉強がやりやすい、好評な感想が紹介されていました。また、タブレット端末を利用することで、授業の可能性では大きく広がったと意見も紹介されていました。

話は変わりますが、私が生まれる以前、1961年、アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディは、1960年代中に、人間を月に到達させるとの声明を発表しました。1969年、アポロ11号で月面に着陸したことにより、その公約は実現されました。その当時の最先端技術を使ったアポロ11号のC P Uは8ビットと言われています。現代のスマホタブレットP CのC P Uは64ビットが主流です。これはすばらしい飛躍的な進歩です。私自身は、I Tなどの急速な発展には希望を持っています。

そこで、学校教育課長にお尋ねいたします。

タブレット端末導入進捗状況を教えてください。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

児童・生徒の学習用パソコン1人1台の配布を目指す国のG I G Aスクール構想を受

け、山口市といたしましても、今年度末までに全児童・生徒及び全教員にタブレットパソコンを整備する計画で進めております。

これまでの進捗状況ですが、8月6日に納入業者との契約を終え、一定数のタブレット端末が確保された段階で随時学校に配布する方針といたしました。その結果、11月末までに590台、12月末までに694台、1月末までに726台の配布が可能となりました。

教育委員会といたしましては、配布の順序を、第一に指導者である教員に配布し、児童・生徒用については、中学3年生と小学6年生を最優先とし、基本的に高学年から配布する計画といたしました。11末日までに全教員用154台、全中学校の3年生に235台、6つの小学校の6年生に201台のタブレットを配布したところです。残りの3小学校の6年生につきましては、準備ができ次第できるだけ早く学校に配布いたします。

あわせて、タブレットパソコンの活用に向けて、岐阜女子大学の松井 徹准教授の監修の下、山口市立小中学校版、タブレット端末活用のガイドブックを作成するとともに、全小中学校の情報教育担当者への研修会を12月までに2回実施する計画で進めております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再質問のほうをさせていただいて、質問のほうを終了させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の状況変化により、学校が臨時休業になった場合、子供たちの学習機会を失わないため、タブレット端末の自宅活用が必要かと思いますが、どのようにお考えですか。学校教育課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

今年の3月から5月までの3か月間に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業においては、児童・生徒の学びを止めないために、各学校において学習プリントを作成し配布することに加え、10分程度の授業動画を作成し、自宅で視聴し学習できるようにいたしました。

議員御指摘の想定は重要であると考えます。教育委員会といたしましても、まず、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大をも視野に入れ、長期の臨時休業措置を講ずることがないように、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校で学べる準備や整備に努めてまいります。

なお、やむを得ず長期休業の措置を講ずることとなった場合には、特に中学校3年生

や小学校6年生の学習内容は次年度へ持ち越すことができないため、今般、導入設置いたしますタブレット端末を自宅へ持ち帰ってでも学習内容の履修や、個々の進路の不安の解消等に全力を挙げなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位7番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

まず1点目、コロナ禍での今後の新しい生活様式における図書館機能の充実についてお伺いをします。

新型コロナウイルスの影響を受けて、長時間の閉館状況が続き、以降も3密回避の生活が続く中、図書館は交流の場として、読書をし、高齢者や小さい子供さん連れ、また、来館時間がなく多忙な方など、時間を見つけて日頃から利用されている市民の皆様は多くみえたことと思います。緊急事態宣言発令中は臨時休館し、その後は予約のみによる貸出し、返却という時期もありました。そんな不要な外出自粛の中でも、皆さんは予約本を受け取り、返却のためだけに図書館に足を運んでいます。

今後のコロナ対策に適応した図書館機能は、新しい生活様式を構築するために、電子図書館、ウェブ図書館といった市民サービスが必要と考えます。

電子図書館とは、ウェブサイトを通じ、デジタル化された書籍をパソコンやタブレット、スマートフォンなどで24時間、365日、いつでもどこでも借りて読むことができる非来館型で、図書館へ行かなくても無料で借りられる新たな市民サービスが公立図書館で導入をされてきています。

コロナの終息の兆しが見えない中、11月12日には、愛知・岐阜・三重3県知事共同緊急メッセージが発令をされました。全国的に、また東海3県においても感染者が急増しており、年末に向け、第3波の本格的な到来に最大限の警戒心を持って、感染防止対策の徹底をお願いするというものでした。

そこで、こうした状況下においても、しっかりと市民のニーズに応じていくことが行政の役割でもあります。今、私たちは、新型コロナウイルス感染症の第3波の中、新しい生活様式に大きく変わることを余儀なくされています。ゆえに、新たなサービスの提供にも大きくかじを切らなければならないときが来ています。

市長は、令和3年度の重点的事項の中に、新たに5つ目の柱として、ポストコロナ時代を視野に入れた新たな日常の実現を加えられました。市民の安心・安全を最優先に、

ウイズコロナといった観点から対策を講じつつ、新たな日常の実現を目指していく施策が必要といった内容であります。

電子図書館は、市長の目指す安心・安全を最優先にした新たな日常の実現のための施策の1つの具体策ではないでしょうか。このコロナ禍において、本市の公立図書館でも、サービスの提供など課題が表面化してきているのではと考えます。

そこで、生涯学習課長にお聞きします。

1点目に、図書館では、新型コロナウイルス感染症対策を取ってこられたことは承知していますが、報告も含め、今後少しでも安心して利用していただくためにも、目に見えないウイルスを前にした、これまでの本市の安全対策への取組をお聞きします。

2点目に、コロナウイルス発生時より現在までの図書館の運営状況、3点目に、コロナ禍以前と後の貸出冊数と貸出人数の推移、以上3点をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問の1点目、これまでの図書館における新型コロナウイルス感染症の安全対策の取組についてです。

公立図書館の利用は、不特定多数を対象としているため、徹底した感染予防対策を講じて、利用者の安心を確保していかなければなりません。

教育委員会としましては、A Iサーモカメラを設置し、館内入場時の体温測定、手指消毒及びマスク着用の御協力を依頼するとともに、図書消毒器を購入しまして、本の返却時の紫外線消毒を行っております。また、貸出業務に伴い、職員との接触を防ぐために、仕切り板やパーティションを設置するとともに、館内の換気扇改修工事も完了したところでございます。さらに、手洗い場の自動水栓への改修も予定をしております。

御質問の2点目、これまでの運営状況ですが、基本的には、県や近隣市町の運営方針に準じた対応を取ってまいりました。

発生当初は、予防対策の知見が十分でなかったことから、電話とインターネットによる予約受付を通じて貸し出すことで、人との接触の機会を制限いたしました。そんな中、4月8日から5月18日までの41日間を臨時休館としまして、この間に館内の感染予防体制を整備いたしました。その後、5月19日からは電話、インターネットの予約のみによる貸出しの再開、6月2日からは貸出し、返却のみの開館、10月1日からは館内1時間以内の利用制限を設け、通常の閲覧も可能とし、いわゆる新たな日常の図書館運営としたところでございます。

御質問の3点目の利用状況ですが、4月から11月までの8か月間につきまして、昨年度と今年度を比較しますと、貸出冊数は7万7,004冊から4万9,668冊の2万7,336冊の減、

利用人数では1万3,750人から7,783人の5,967人の減でした。ただし、安全を優先させた41日間の臨時休館措置等の日数を除きますと、1日当たりにして6.9冊の貸出減、2.3人の利用人数の減となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 感染予防対策の取組につきましては理解をいたしました。また、多くの皆様が多くの図書館を利用しておられることも分かりました。そして、コロナ禍の中、現在でも外出を控えようとする方も多くみえ、だからこそ、より読書の時間を持たれようとする方々もより増えているのではないかと考えます。

しかし、美山、また、高富の図書館は分室であります。公立図書館と同じ扱いだと聞いております。分室のみやまジョイフル倶楽部図書室においては、3月からいまだに休室であり、借りることができません。高齢者など多い中、ニーズに応えられず、平等なサービスの提供が受けられない環境にあります。

図書館には人が集まります。そうしたことから、今まで図書館を、人を呼び込む集客施設と捉え、そうした方向で図書館の運営も行われてきたと思いますが、しかし、図書館のそこに行かなければ本が借りられないというシステムは今の状況下では欠点となっています。そうした観点から、図書館の効果は新しい生活様式に対応する重要な、新たなサービスになります。

電子図書館は、インターネットを通じて、電子図書、書籍を無料で借りられるサービスのことで、利用者は貸出登録をした図書館のIDなどを使い、サイトから電子書籍をパソコンやタブレットといった自分の端末にダウンロードし、閲覧します。また、設定された貸出期間が過ぎると自動的に閲覧できなくなり、返却されるという仕組みです。

利用者側のメリットとしては、外出困難な方、時間がなく多忙な方など、図書館に足を運ぶ必要がないこと、24時間、365日利用でき、文字の拡大や音声読み上げ機能、自動めくり機能などを備えているものもあるため、障がいがあっても利用しやすく、幼児向けには登場人物が動く絵本などもあります。

また、図書館側には、紙のように資料が傷むことがない、複数の利用者に同時に同じ資料を提供でき、書籍の保存スペースの必要がなくなり、未返却もなくなります。そうしたことから、図書の貸出し、返却、催促などの人手が不要となります。また、図書館では提供が難しいとされた、定期的に変化する学習参考書や問題集も電子書籍により貸出しが可能にもなるようです。

今回のGIGAスクール構想により、児童・生徒は1人に1台のタブレット端末を利

用することになりました。いつでもどこからでも借りられる、学習にも役立てることができ、読書がより身近となり、書籍が入手できることから、学校においても教育の推進につながるのではないかと考えます。

さらに、電子図書館貸出しIDの登録にはマイナンバーカードの併用も可能にすることにより、マイナンバーカードの普及促進にもつなげることができ、二重三重の効果が期待できます。何より新型コロナウイルスの感染症対策においても、平等に市民サービスの提供が可能になります。

コロナ禍を契機に、こうした電子図書館の導入についての考えを生涯学習課長に伺います。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

ただいま電子書籍の貸出しサービスを行う、いわゆる電子図書館の導入についての御提案をいただきました。

県内において電子図書館を行っているのは、県立図書館及び大垣、関、各務原の市立図書館において導入されております。

議員御発言のとおり、電子書籍の貸出しには多くのメリットがあり、現在、民間レベルのサービスとして利用が広がりつつある状況にあると捉えております。

教育委員会としましては、現状のライセンス契約のできる電子書籍のコンテンツが少ないこと、ライセンス契約に係る費用が大きいことなど、課題につきまして具体的に調査研究しまして、あわせて、暮らしのいろいろな場面でのオンライン化やデジタル化の進行も十分捉えながら、住民にとって良質なサービスの提供ができるよう進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 再々質問ですが、他市の場合、取組の成果として、利用者からは、多様なコンテンツがあることを知り驚いた、電子図書ならではの資料があったなど意見が寄せられていたとも伺っています。また、各務原市の電子図書導入の話がありましたが、各務原市は、図書館のコロナ感染対策として、急遽、優先的に7月に電子図書館導入を決定し、10月1日にオープンに至ったという早い対応だったとも伺いました。こうした時代、近いうちには電子書籍の貸出しサービスが普通にできるときが来るとは思いますが、電子書籍はユニバーサルデザインの視点からも評価が高く、図書館機能を担うことができます。良質なサービスが提供できるよう進めていくとのことですので、ぜひ

ともよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、生涯学習課長にお聞きしますが、現在は、図書を借りるためには図書館へ足を運ばなければなりません。先日、図書館の関係者の方からお話を伺いました。このコロナ禍での課題だと感じたことは、第1波、第2波の中で図書館の運営が変化し、開館状況や貸出状況が流動的に変更になり、利用者の方にリアルタイムで情報が伝えられず、閉館の中来館されたりと、様々御迷惑をおかけしたというお話でした。行政全般に通ずることで、図書館の利用だけに限ったことではありませんが、そうした情報は、ホームページや広報等だけでは伝わりにくいこともあり、それにだけ頼るものでもないと考えます。

最近、他市では、市内外の幅広い年代層に市の情報をリアルタイムで伝えるため、LINE公式アカウントを作成し、QRコードを読み込み、友達として追加していると市からメッセージを受け取ることができるコミュニティーサービスを提供し、LINEでの情報発信をしています。今後、リアルタイムでの情報の発信も市民サービスにおいて重要な情報提供だと考えますが、新たに取り組む対策として、何か考えがあればお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再々質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大で新たな生活様式が模索される中、急速にデジタル化が進むものと考えており、議員の御発言にありましたとおり、図書館運営を含む行政サービスを提供していく上で、これまで以上にユニバーサルデザインの視点や、リアルタイムな的確な情報発信は重要なものと考えております。これまでのコロナ禍において、図書館の開館状況や貸出状況の流動的な変更により、利用者の方に御迷惑をおかけしたことがあったことは聞いております。

御質問の今後リアルタイムでの情報発信について、新たに取り組む対策として何か考えはについてお答えします。

これまで図書館の情報は、市ホームページや広報等で発信しており、図書館利用に当たっては、登録時に氏名、住所、連絡先として電話番号、そのほかに、任意ではございますが、メールアドレスの登録もいただいている方もみえます。このメールアドレスの登録をされている方には、予約本の連絡等のお知らせをしているところでございます。現在、利用者全員がメールアドレスの登録をされておられませんので、今後、メールの効果的な活用も可能ではないかと考えております。

しかし、議員御発言がありましたリアルタイムでの情報発信につきましては、現在具

体的にはございませんが、今後、無料通信アプリLINEなど、行政のデジタル化と併せて調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございました。

続きまして、コロナ禍における命を守る予防接種についてお伺いをします。

厚労省は、新型コロナウイルスの対策をしつつ、子供が可能な範囲で通常の日常生活を続けることを勧めています。特にコロナ禍への感染を心配して予防接種を遅らせると、予防できる他の重要な病気の危険性にさらされるため、できるだけ予定どおりに実施することが求められています。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、予防接種はどうしたらいいのか。厚労省は、定期予防接種について、感染しやすい年齢を考慮して、感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的に引き続き実施するとの方針を示しています。特に乳幼児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となると強調しています。また、今後も数か月単位で新型コロナウイルス感染症の流行が想定されることから、この間に予防接種を回避することにデメリットは大きいと指摘しています。

子供の定期予防接種には、肺炎球菌、B型肝炎、はしか、結核など13疾病に対するワクチンがあり、9疾病が公費負担となっています。小児の予防接種は定期接種になり、例えばB型肝炎は1歳までに3回接種、水ぼうそうは3歳までに2回接種、ヒブワクチンは5歳までに4回接種、また、ロタウイルスワクチンは生後6週から生後24週までに2回、または32週までに3回接種などをしなければならないというように、任意接種を含め、13種類のワクチンを1種類につき数回、定期的に自己管理で接種しなければなりません。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、これらの予防接種を控える動きが見られるとのことです。この背景には、自粛に加え、通院による新型コロナウイルス感染拡大の不安があること、その上、適切な実施時期が遅れば、それだけで子供が病気にかかるリスクも大きくなることが懸念されます。

小児科医で運営されるNPO法人の報告によると、まず、接種率査定の根拠は、同NPOが提供するスマートフォンで予防接種のスケジュール管理ができる無料アプリの利用者データを分析したもので、登録者を分母に、予防接種を受けた人数を分子として算出しています。それによると、予防接種率の低下傾向は、新型コロナウイルス感染が広

がり始めた時期からうかがえます。子供の出生月別で見た場合、肺炎球菌ワクチンの接種率は、感染拡大前は9割前後でしたが、接種の推奨時期が今年1月から3月の2019年11月生まれの乳幼児から8割と10ポイント低下し、そのまま下げ止まりで現在に推移し、3歳児を対象とする日本脳炎の1回目の接種率は35%減少、1歳から接種できる麻疹風疹混合ワクチン、はしかですけれども、初回接種率も、感染拡大前は7から8割前後でしたが、拡大後からは低下を続け5割前後まで落ち込んだといえます。

厚生労働省も、本年6月の自治体への事務連絡で、予防接種を控えることがないよう、徹底した情報発信を要請しています。

命を守る予防接種について、理事兼子育て支援課長にお聞きしますが、まずコロナ禍における本市の子供の定期予防接種の接種率はどのように、昨年と比較し推移しているのか伺います。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言のように、各種予防接種は、それぞれに適切な年齢時に実施することが適正であり、予防接種の接種時期は、感染症にかかりやすい年齢等を勘案して、それぞれに接種すべきときが定められております。中でも、母親からもらった免疫が減っていく時期に乳児がかかりやすい百日咳ですとか、細菌性髄膜炎などの感染症に対し、生後2か月から予防接種を受け始めることは、乳児にとってはとても大切なことであると認識いたしております。このことは、現下のコロナ禍といえども例外ではなく、議員御発言のように、厚生労働省からも、引き続き定められている適切な時期に接種すべきとの方針が打ち出されております。

しかしながら、いわゆるコロナ自粛により、接種率の低下は懸念される場所でもあります。議員御発言のように、小児科医で運営されるNPO法人、具体的にはV.P.D.を知って、子どもを守ろうの会が発表したデータは、今年1月生まれまでの乳児を対象として分析されたもので、たしか今年5月だと思いますが、NHKでも報道されたものと認識しております。同時に、こうした予防接種は決して不要不急ではなく、遅らせないでという、様々な機関からも発信されております。

そうした効果もあってか、その後、厚生労働省が政令市を対象に調査した2020年前半の接種数においては、政令市20市中19市の回答データにおいて、前年同期に比して大きな変動はない、または、3、4月に減少していたものが5、6月には増加しているとの情報が公表されたところであります。

こうした国内情勢の中で、山口市における予防接種率については、主たる定期予防接

種率について御説明申し上げます。

結論から申し上げますと、感染拡大となった本年1月から10月までの10か月間の接種率と、感染拡大直前までと考えられます昨年の3月から昨年12月までの10か月間の接種率については、今のところ大きな変動が見られないということでございます。

具体的には、生後2か月から接種しますヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンやB型肝炎の接種率は本年が96.7%、昨年が90.5%で、4種混合の本年は93.5%、昨年が90.2%となっています。また、生後5か月からの接種が推奨されておりますBCGは本年は90.1%、昨年は81.7%となっております。そして、生後12か月から接種する麻しん風疹の接種率は本年が86.3%、昨年は89.3%で、公費負担とはなっていません水痘、水ぼうそうですね、は本年は69.5%、昨年が65%となっております。また、3歳児を対象とする日本脳炎の3歳児時点での接種率は、本年が56.9%、昨年が60.8%となっております。

このように、山県市の予防接種の接種率においては、新型コロナウイルス感染症による接種の差し控えによる大きな落ち込みは、現段階においては発生しないものと認められます。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響については、現在でも先行きが見通せない面もございます。そのため、今後とも、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の機会に、また、広報やホームページの活用など様々な機会を通じて、接種勧奨を継続して、適切な時期での予防接種をはじめとする感染症予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 現段階では、平均すると予防接種を控えるといった大きな落ち込みはないということでした。これはもうすばらしいことだと思います。

種類によっては、1割以上の方が接種されていない現状もあります。乳幼児健診や予防接種を遅らせると、予防できる他の重要な病気の危険性にもさらされます。特に緊急事態宣言が発令した時期に接種時期を迎えた対象者などは、その後接種されたとしても、時期を控えられた可能性もあります。

定期予防接種は、本来定められた対象期間に受けられれば公費負担ですが、期限を過ぎると任意接種の扱いとなり、全額自己負担となります。厚労省は、新型コロナ感染症の影響で、接種を見送り期限を過ぎてしまう子供への定期接種の期限延長を認める判断を自治体に委ねています。

そこで、命を守る予防接種について、子育て支援日本一を目指す本市の対応はどのようなか、お聞きします。

2点目に、先ほどの答弁の本市の定期予防接種率にはありませんでしたが、乳幼児の重い胃腸炎を予防するロタウイルスワクチンが、今年10月1日から予防接種法に基づく定期接種となり、今年8月1日以降に生まれたゼロ歳児の接種費用が無料化となりました。従来は、希望者が自己負担で受ける任意接種だったため、2回から3回の接種で、総額2万円から3万円前後がかかっていましたが、公費で受けられる定期接種へと公明党が推進をしました。

乳幼児期にかかりやすいロタウイルスは感染力が強く、下痢、吐き気、嘔吐、発熱、腹痛といった症状で、普通5歳までにはほぼ全ての子供が感染し、免疫がない子供は重症化しやすいと言われています。このロタウイルスワクチンは、安全性の面から接種対象となる期間が限定されているため、接種対象となる期間を超えた場合には、定期接種、任意接種のいずれも接種ができなくなります。

そこで、2点目に、生後24週までに2回、もしくは生後32週までに3回接種が必要なロタウイルスワクチンを、特にこうした時期での周知方法、相談体制はどのように徹底をされているのか、また、接種後一、二週間と言われるリスクの対応はどのようなかお尋ねをします。

最後、3点目に、現在、子供は、麻しん風疹の定期接種、予防接種を受けていますが、成人の風疹対策の実施率の向上について伺います。

昨年4月から令和4年3月31日までに限り、3年計画で、風疹の拡大防止対策として、抗体検査と予防接種が無料で受けられるクーポン券が対象者に郵送をされています。対象者は、抗体保有率が他の世代より低い、これまで風疹の予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とした風疹の追加対策として実施されています。

国立感染症研究所の発表では、今年に入っても感染の拡大が続いており、風疹は感染力が強く、成人がかかると症状が重くなることがあり、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、その影響が胎児に及ぶ可能性があり、生まれてくる赤ちゃんは先天性の難聴や白内障、網膜症、心臓の病気や糖尿病、発育や精神発達など、出生時に障がいが起こることがあるとされています。

風疹の拡大を防ぐためには、85%以上の方が抗体を保有していることが必要であるとされて、この3年間で抗体保有率を90%に引き上げようというものです。この3年計画で、対象世代の男性の抗体保有率を引き上げるための本市の取組の強化と対象者の抗体検査、接種の現状はどのようなか。

以上3点、理事兼子育て支援課長に伺います。

○議長（武藤孝成君） 理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

1点目の期間延長につきましては、先ほどお答えしましたように、予防接種の適正な時期での受診の必要性につきましては、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等、あらゆる機会を通じて周知してきているところがございます。そうしたこともありまして、先ほど申しましたように、例年と比べて山口市は大きな落ち込みはなく、そうした事例は少ないと考えております。そのため、現在のところ、定期接種の期限を定期延長するというようなことは、今のところは考えてはおりません。

しかしながら、個別相談がございましたら適切に対応させていただくのは当然ですし、今後そうした状況が顕著になってくれば、適切にまた対応してまいりたいと考えております。

ちなみに、インフルエンザ予防接種につきましては、妊婦と子供においては、今年度は1回500円の自己負担で接種できる実施体制を整備し、経済的な負担を軽減することにより、多くの方が接種しやすい環境を整えて、感染予防に努めているところがございます。

2点目のロタウイルスワクチンの周知の方法と相談体制についてでございますが、生後2か月から予防接種が開始されますので、それまでに全員の方に予防接種の説明書ですとか、予診票を送付し、赤ちゃん訪問の場において、具体的な接種方法について説明したり、確認を行い、接種勧奨をしているところがございます。

また、相談体制につきましては御案内のように、平成30年度からは、子育てに悩む保護者の相談窓口として、私ども子育て支援課に子育て世代包括支援センターを開設し、気軽にいつでも相談できる体制を整えているところがございます。また、加えて、乳幼児の地区担当の保健師も設置し、包括的な見守りの強化にも努めているところがございます。

次に、接種後のリスクの対応についてでございますが、議員御発言のように、当該予防接種においては、腸重積症などの副反応が懸念されるところであります。腸が入り込むやつですね。そのため、予診票送付時の説明書においてその周知を行うとともに、接種後に何か異変があれば、接種医療機関等へ相談をしていただくようにも合わせて啓発しているところがございます。

最後に、3点目の風疹拡大対策については、私も大切であると認識しております。そこで山口市の状況につきまして、ちょっと数字の羅列とはなってしまうかもしれませんが、若干詳細にお答えしたいと思います。

まず、国立感染症研究所が2013年から2017年を基に算出した国内データによりますと、昭和37年4月2日から昭和50年4月1日生まれの世代の抗体保有率は79.6%となっております。他方、山県市において、令和元年度に受診していただいた受診者数の陰性率は21.1%、つまり抗体保有率は78.9%で、全国的な情勢とほぼ同じ状況にあると考えられます。

そこで、山県市の状況につきまして、また数字の羅列になりますけれども、少し具体的に御説明申し上げます。

昨年度において、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの山県市の男性は1,219名おられました。その中で、抗体検査を受診していただいたのは24.9%、303人でありました。そのうち陰性判定となった、抗体を持っていないよという予防接種された方は54人でありました。本年度においては、今度は昭和37年4月2日から昭和50年4月1日生まれになりますが、その男性のうち、昨年度に抗体検査を受診された方を除きますと2,654人おられました。このうち、9月までに抗体検査を受診していただいたのは10.6%に当たる281人の方でした。そのうち予防接種された方は、ちょっとややこしいんですが、76.7%、66人でありました。

仮に、国の追加対策が始まった昨年4月の時点の山県市の男性の抗体保有率を国内平均と同じ79.6%だとしますと、その後予防接種された120人の方になりますが、この方を踏まえて試算しますと4.1ポイント引き上げて、83.7%となったことになります。逆に言えば、あと40人の方が予防接種を受けられれば、山県市の抗体保有率は85%を超えることになりすし、あと188人の方が受けられると90%を超える、そういう数値が導き出されます。

ちなみに、これを国の目標値に対する進捗率に照らしてみますと、山県市の抗体検査の達成率は47.6%と、全国平均が46.1%よりは高く、県平均の50.3%よりは低くはなっております。他方で、予防接種の達成率、こっちが重要なんですが、山県市は40%でありまして、全国平均の46.4%や全国平均の50.4%よりも低くなっております。

こうした実情を踏まえまして、今後、先天性風疹症候群を予防するため、抗体保有率向上に向けまして、広報やホームページをはじめ様々な機会を通じて受診勧奨を図ってまいり所存であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） また今の風疹の抗体検査と予防接種の現状についてお答えをいただきました。分かりやすい数字で説明がありました。ありがとうございます。

こうしたコロナ禍においても、風疹の感染が拡大される可能性があることから、自分と周りの人を守るために、令和3年度までの限定の公費負担の追加対策であります。抗体保有率を上げることは、今後の風疹の流行を抑え込むことにつながります。今後、どのように取り組んでいかれるのかお伺いを、1点目します。

また、風疹対策として、妊婦さんなどが訪れ、接する機会がある庁舎や施設など、職員の皆さんに対する抗体検査の実施と接種については率先して行っていただきたいというふうに思います。実施率の向上に向け、本市の職員においては全て実施済みなのか、対象の職員への対応について2点、最後に、子育て支援課長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えいたします。

今日は、とかくコロナの感染症の報道が目立っておるところでございますが、風疹もウイルス感染症の一種であります。特に妊娠10週までに妊婦が風疹ウイルスに初感染しますと、先天性風疹症候群を引き起こすなど、9割の胎児に様々な影響を及ぼすと言われております。その感染力は、ノロウイルス感染症よりは弱いものの、インフルエンザよりも強いというふうに言われております。

また、風疹ウイルスは、インフルエンザウイルスよりも小さいために、手洗い、うがい、マスクの着用では感染防止ができず、ワクチンによる予防接種が唯一の予防方法とも言われております。そうした中、近年、成人男性のワクチン未接種者を中心に、風疹の大流行が発生したこともございまして、今般の国の追加対策が講じられているものと認識をしております。

そのため、具体的になんですが、ときに、2月4日は風疹の日と言われております。たしか3年前でしたかね、定められたのは。こういうタイミングを見計らって、こうした情報を広報やホームページで啓発するとともに、様々な機会を通じて受診勧奨を図ってまいり所存でございます。

2点目の職員の実施体制につきましては、議員御発言のとおりでありまして、対象となる男性職員の抗体検査受診は、ある意味責務であるとも考えられます。ただ、大変申し訳ありませんが、現時点で市職員の受診状況というのは私は把握いたしておりません。正直申し上げますと、御質問いただいてからいろいろ私も勉強する中で、私の風疹に対する認識不足であったことは、正直言ひまして否めないということで反省しているところでもございます。

今回質問いただいたことをきっかけとしまして、今後組織的な責務も果たし、より実効性のある行動によりまして、山県市の男性の抗体保有率向上に努めてまいりたいと考

えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後2時30分から再開いたします。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って2件質問を行います。

立憲市民派、操 知子です。

では1点目、9月下旬、梅原地域の住民から、モンキードッグを活用した事例と要望書が届きました。猿の群れは50匹程度のときもあり、畑の野菜を食い荒らすだけでなく、軒先に干してある漬物用大根を一瞬の間に食べ散らかすこともあります。猿被害に向き合ってほしいと。実際に、梅原地域は猿被害が顕著となり、大半の畑作耕作者が耕作を諦め、農地の担い手が別の担い手へと交代しております。

例えば、モンキードッグの先進地である長野県大町市では、21匹のモンキードッグを十数名の飼養者が活用しており、平成17年度の運用から成果を上げて、毎年2匹の訓練費用を予算化し、従来の電気柵とモンキードッグによる追い払いが行われております。

モンキードッグは防止柵のような役割で、山際に転々と配置できれば効果的だとお聞きします。しかし、そのモンキードッグも結局、猟友会によるニホンザルの捕獲数は上がり、ニホンザルは増加、群れの頭数も増加する結果となり、大町市では、対策方法を防止柵から駆除へ転換し、本年度からは駆除を目的とした個体数調整に力を入れております。

それは、山縣市に隣接する自治体でも同様で、平成28年時点で7匹のモンキードッグを育成し、鳥獣被害防止計画では、効果的な募集及び運用を課題としてきた自治体であります。現在では、やはり駆除に転換しております。長年現場で活躍している山縣市の猟友会にも伺いましたが、やはり追い払いでは移動するだけ、駆除しないと抜本的解決にならないとの意見がありました。

現在、県では、生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して、都道府県ごとの第二種特定鳥獣管理計画が策定されており、この岐阜県では、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカが指定され、有害捕獲が行われ

ております。また、イノシシの頭数は特に多く、個体数調整も実施されております。

例えば、先ほどの長野県では、第二種特定鳥獣管理計画でニホンザルが指定されておりますが、岐阜県と長野県の違いは、カワウのようなごく一部の町村単位のものか、県全体で管理するものか。また、観光客を襲うものか、人里に出没するものかとの基準で、岐阜県では、地域に応じて現場を調査している段階だと確認しました。

現在、山縣市では、独自の鳥獣被害防止計画を策定し、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、アライグマ、ヌートリアが指定されておりますが、そのうち、ニホンザルの捕獲は平成30年には34匹、令和元年には30匹の成果がありました。しかし、いまだにニホンザル被害に悩まされているのが現状で、いかにしてニホンザルと共存するのが課題であるかと思えます。先日も農林畜産課へ伺ったところ、餌の放置が最もよくない、農産物のおいしさを覚えたので、難しいとの返答がありました。

このような状況下で、例えば、市内の梅原地域では、まずは農地を取り囲む森林の伐採整備を行おうと取り組む集落があります。結果、昨年度までに周囲の半分を伐採し、本年度からは残りの半分を伐採する予定で、予算化も行われております。

そこで、これらを踏まえて、3点質問します。

1点目、山縣市におけるニホンザルの個体数調整をどのような方策で進めていくお考えでしょうか。

2点目、現在、既存事業として、岐阜県森林環境税を活用した里山林整備があります。しかし、申請待ちのない状況であることを確認しております。そこで、今後の里山林整備事業の進め方についてお考えをお尋ねします。

3点目、個々の防止柵として、購入費用の3分の1をまちづくり振興券で助成する鳥獣被害防止柵設置助成事業があります。しかし、近年では、台風災害や鳥獣被害による破損も多く、対象期間の緩和が必要であるかと思えます。そこで、条件である、同じ場所での補助金5年に1回について、対象期間の撤廃が必要であるかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

以上3点について、農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） それでは、御質問の1点目、猿の個体数調整の方策について、こちらは当然、個体数を減少させるということが大命題となってまいります。

先ほど、ほかの議員の答弁でも申し上げましたが、猟友会で箱わななどを設置して、大量の猿を捕獲するというのがなかなか難しいというのが現状でございます。全国的にも、同じように猿の被害が多発しておりますので、これも先ほど申し上げましたが、近

隣市町の鳥獣被害対策の状況とその効果について聞き取り、あるいは捕獲資材の現地視察をさせていただいたということでございます。ですが、近隣市町でもなかなか即効性があるものがないということございまして、今後もさらに他の事例も研究し、山県市での捕獲駆除による個体数調整の方策、こちらをまとめてまいりたいと考えております。

2点目の御質問で、猿の有害鳥獣対策と里山林整備の進め方についてでございますが、里山林の整備は、鳥獣による農作物被害を減少するために欠くことができないものだという事を認識しております。猟友会で有害鳥獣の捕獲駆除と、市民の皆様にも、追い払いや侵入防止柵を設置するなどの対策をしていただいております。

先ほども申し上げました他市町では、囲いわな設置の際の土地の提供、わなの鍵、餌やりや、それらの管理は全て地元の自治会で行っていることをお聞きし、地域住民との協働による有害鳥獣被害対策がいかに重要であるかということ再認識をいたしました。

現在、継続して行っておる清流の国ぎふ森林環境税を活用した里山林整備事業につきましても、農地や住居等に隣接している里山林の整備、管理を行うことで、人と野生動物の境界線、すなわちバッファゾーンでございますが、こちらを確保し、鳥獣被害を減少させることも目的としております。地元からの要望に基づき事業を進めるためには、こちらにつきましても、地域の住民の方々との協働作業が不可欠でございます。議員におかれましても、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

3点目の御質問で、有害鳥獣防止柵設置助成金の対象期間撤廃でございますが、この質問につきましては、本年第3回定例会の質疑でもお答えをさせていただいておりますが、要綱で、有害鳥獣防止柵設置費助成金の交付を受けた防止柵は、原則として5年以上設置しなければならないとされております。その期間を3年またはそれ以下、あるいは対象となる期間を撤廃するという事は、それだけ多くの方に御活用していただかなくなるというおそれがございます。最低でも、同一圃場で5年以上は防止柵を設置、管理していただいて、事業効果を上げつつ、広く多くの市民の皆様にも本制度を御活用いただきたいと考えておりますので、対象期間の撤廃ということはまだ考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問を行います。

1点目は、里山林整備について。

これまでも要望を基に整備が進められておりますが、しかし、市における全体構想、見える化が必要であります。猟友会では捕獲が行われており、当然、捕獲における実績、計画があり、また、市民からは被害報告があります。そこで、それらを基に、市内全体に

おけるニホンザルによる有害鳥獣被害の軽減が必要であるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

ハード面における環境整備は大変重要であります。また、その場合、所有者不明森林についてはどのように進みますでしょうか。例に挙げますと、国の森林環境譲与税制度がありますが、その制度の中で、森林所有者自らが森林管理できない場合には、その森林を市町村委託することとなっております。この制度は、保全や災害防止などを目的としたものでありますが、山県市においては、森林と有害鳥獣は大変密接したものであります。

次に、2点目は、鳥獣被害防止柵設置助成金の対象期間撤廃について。

5年原則を維持した場合であっても、耕作者と市の意向は同様であります。そこで、防止柵設置に関する相談窓口、指導はどのように行っていくお考えでしょうか。

以上2点3質問について、農林畜産課長へ再質問します。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 再質問の1点目、里山林整備についてお答えをします。

現在、次年度に山県市森林整備計画を樹立するよう進めている最中でございます。この計画は、住民の生活環境保全上重要であると認められる森林を、生活保全林として設定し、整備していこうとするものでございまして、猿などの野生動物の被害軽減も意味合いに含めた森林整備の見える化をしていこうというものでございます。

また、所有者不明森林につきましては、里山林整備事業は、市が一方向的に進めるのではなく、あくまでも森林所有者からの依頼に基づき協定を交わして行うものでございまして、所有者の承諾も得ずに整備することはできませんし、今までのところ、所有者不明により事業が実施できなかったことはございません。

なお、議員が例示されました国の森林環境譲与税で市町村に委託実施する森林管理制度は、全ての所有者不明森林に対して当てはめられるものではありませんし、里山林整備事業に適用できる制度ではございません。

2点目の再質問の防止柵設置に関する相談窓口、指導についてでございます。

こちらにつきまして、助成金の交付申請などの事務手続は農林畜産課が行っております。また、防止柵の設置方法など技術的なことにつきましては、こちらにつきましても、先般の第3回定例会の質疑でお答えさせていただいておりますけれども、購入先の販売店で御確認をいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 最後に1点だけ、確認のための再々質問を行いたいと思います。

山県市森林整備計画において、ニホンザルなどの野生動物の被害も意味合いに含めた森林整備の見える化を行った場合、県の里山林整備事業の制度にとらわれることなく、山県市の独自政策として、市が全体の計画性を示して、市全体の取組として進めていただけることが期待できるという解釈でよろしいでしょうか。私は、市が率先する全体構想、全体計画の見える化が必要だと考えております。

それでは、農林畜産課長へお尋ねして、1点目の質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 再々質問にお答えをいたします。

森林から農地や住宅地へ、猿などの野生動物の出没を抑制するために、山県市森林整備計画で示す森林配置計画におきまして、山県市独自に林縁部、林縁部と申し上げるのは林の縁の部分ということでございます、を生活保全林に定め、今後、地域の要望を勘案しながら、順次、里山林整備事業を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 続いて、2点目、5歳児健診の導入について一般質問を行いたいと思います。

昨年度の小中学校の不登校は33人でした。自殺願望の行動を取る子供、虐待を自ら通報する母親もいます。機関連携がうまく取れないケースもあります。

今秋開催した山県市議会主催の報告会では、5歳児健診の要望がありました。

さて、乳幼児健診は、生後1か月から3歳までの間に7回あり、体の発育状況、身長、体重、胸囲、頭囲の測定と病気の早期発見、また、子育て支援の一環として、母親の疑問や不安に対する相談が行われております。

その中で、自治体では、母子保健法に基づく1歳半健診と3歳児健診のほか、ほとんどの自治体で3から4か月健診が行われており、子育てのまち山県市では、3か月・4か月健診、10か月11か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診が行われております。その後は、保育園、幼稚園と連携し、保健師による定期訪問が行われております。

しかし、3歳児健診までには指摘されない軽度の発達障がいがあり、5歳児健診では、標準的な5歳児がほぼ通過できる内容で医師の診察を含む健診が行われます。しかし、現在の山県市では、健診後のフォロー体制が整っておらず、未実施の状況で、また、市外へ通う子供などには支援が行き届かない状況です。

そこで、近隣、岐阜市でも実施している5歳児健診について、山口市で導入が進まない理由をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言の5歳児健診というのは、現在は国が義務化していない任意の健診となるものでございまして、発達障がい児等の早期発見による支援や介入等が可能となって、意義があるという考え方も確かにございます。しかし、そうした目的のための健診手法というのが現段階では確立されていないものと認識いたしております。

無論、発達障がい児等の早期発見による支援や介入はとても大切なことでありますので、対象児童の絶対数やそれに応じた医師、保健師等の確保など、地域特性に応じて様々な対応をしているのが実情でございまして、5歳児健診というものを実施している自治体全国的には少ないのが実情でございます。

岐阜市の例を挙げられました、岐阜市における5歳児健診の実施目的というのは、必ずしも議員御発言のような趣旨ではないのかと認識しておりますが、同市の公表資料を拝見しますと、その受診率が6割程度になっているようで、逆に言えば4割以上の方は受診されていないようであります。受診率でいいますと、5歳児健診が広く実施されているというのは、有名なのは鳥取県などがあるかなというふうに考えております。

仮に山口市が5歳児健診を実施しようとする場合には、現状の医療機関や療育体制を鑑みたとき、その効用に一定の懸念があると言わざるを得ません。他方、山口市において、保健師が悉皆で乳幼児訪問をし、経過観察が必要な場合には、人口規模の小さい山口市だからこそきめの細かい追跡サポートもできているものと考えております。

市内の保育園や幼稚園においては、山口市の保健師が定期的に訪問するほか、当該園、保育園、幼稚園からの個別相談により、情報収集し、疑わしい場合にはCLMと言われるような手法を活用した個別支援計画も視野に入れ、医療機関や療育機関へ適切につなげるようにいたしております。

こうしたことは、山口市内の保育園や幼稚園に通われるお子さんに限りません。先ほども申し上げましたように、人口規模の小さい山口市だからこそできるきめの細かい3歳健診のフォローをしておりますので、議員、フォローしていないという御発言がありました。私どもとしてはフォローしておと思っています。フォローしておりますので、議員御心配の市外の保育園や幼稚園へ通われるお子さんに限らず、自宅で育児をされておられる方につきましても、医療機関や療育機関へ適切につなげ、早期発見と支援サービスの提供に努めるようにいたしておるところでございます。

つまり、議員は山口市で導入が進まない理由というような御発言でしたが、そういう考え方ではなく、山口市の実情を踏まえた早期発見と支援サービスの提供に努めているんだということで御理解をいただきたいと存じます。他方で、今後におきましては、議員御発言のような目的のための健診手法が全国的に確立されてきた場合などの際には、逆に速やかに導入を推進してまいりたいとも考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） CLMをはじめとして、地域特性を生かしたフォロー体制が実施されているとのことを踏まえて、再質問を行います。

1点目、例えば、鳥取県の場合、5歳児健診の受診率は、各市町村とも90%以上であり、多くは95%を超えています。山口市の場合は、人口が少ないという特性から、一斉実施の健診ではなく、障がいが見つかった時点で随時フォロー体制を行っているとお聞きしております。そこで、実際のフォロー体制はどれほど行き届いておりますでしょうか。

2点目、軽度発達障がいの判断には、集団での行動の観察が非常に重要となり、保育園、幼稚園の情報が不可欠です。そこで、市外へ通園する場合の情報収集の方法はどのようなでしょうか。

3点目、例えば、鳥取県の場合では、5歳児健診において、視力測定をほぼ全ての市町村で実施しております。3歳児健診では、視力測定が難しい場合があることに加えて、3歳児健診において見つからなかった斜視、斜位による弱視がこの健診で見つかることがあります。斜視、斜位による弱視は早期に発見し治療することで予防可能となることが、厚生労働省の第3章健診・発達相談等の実際、第1節5歳児健康診査にて記載があります。そこで、5歳児の時点における視力測定の状況、また、必要性についてどうお考えでしょうか。専門的なことですので、可能であればお答えください。

4点目、5歳児健診では、発見された発達障がいを御家族へどのように伝えるか、就学までどのように過ごすか、指導するか、どのように教育機関へ橋渡しをしていくかが重要です。そこで、保護者が気づいていない場合、納得していない場合のフォロー体制はどのようなでしょうか。

以上4点について、理事兼子育て支援課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、例が違いますが、成人健診の場合などで考えてみますと、例えば山口市の国民

健康保険の受診率は現在のところ3割強というふうに認識しておりますが、こうしたことに、健康に関する意識の低い残り7割近くの方のほうで、むしろ健診が必要ではないかというふうに言われることが多いです。同様に、5歳児健診を実施した場合にも、例えば半分程度の受診率では、その効果に疑念を抱かざるを得ないという面もございます。他方、鳥取県内のように、9割以上の方が受診されれば、もちろん一定の効用は期待できるかなとも考えられます。

そこで、議員は御存じかどうか分かりませんが、ここで少々、興味深いデータを紹介させていただきます。

岐阜の保健所が発行した岐阜地域の公衆衛生2018によりますと、平成30年度に山県市で3歳児健診の対象となる児童は161人でありました。そのうち、言葉、精神発達の遅れ、行動習慣などの要観察者というのが94人となっております。その割合は58.4%でございます。他方、山県市を除いた7市町の、この要観察の割合は16.4%となっております。最も低いところで2.4%で、また大体のところは10%が20%の自治体が多くなっております。

繰り返しになりますが、山県市の要観察の割合が58.4%と4割近く、他市町につきましては16.4%で3倍以上。ちなみに、先ほど岐阜市のほうも聞きましたが、岐阜市も8%ぐらいだというふうに聞いています。私どもの58.4というのはいかに高いかということです。

これは申し上げるまでもないことだと思いますが、決して山県市の児童の要観察率が高いというわけではなくて、要観察とする基準が市町村により異なっており、比較的山県市は慎重に、疑われる場合には要観察とするためにその比率が高くなっているんだというふうにお考えいただきたいと存じます。ただ、この山県市の判断基準が果たしてよいかどうかというのは、実は、ここのところは検討中ございまして、これほどの割合で要観察とした児童を見守っていけるかどうかという人的な支援の問題もございまして。

こうしたことから、肝腎なことは、5歳児健診をやるかどうかということよりも、3歳児健診をどのように実施するかということが本質論のような気もいたします。

次に、2点目の軽度発達障がい判断におきまして、集団での行動の観察が非常に重要というのは、私もそのとおりだと思います。そこで、市内の保育園、幼稚園にとどまらず、市外の保育園等へ通園されている場合におきましても、当該園からの情報を収集し、早期対応に努めているところでございます。

3点目の5歳児の視力測定というのは、山県市が実施していることはございません。ただ、保健師が当然、訪問時にはそういったことも、実際測っておるわけではないんですが、保護者とのやり取りの中で確認しているのが実情でございます。

4点目の保護者の方が気づいていない場合や納得されない場合がございますが、まずは、なるべく気づいていただく機会を増やすため、現状のコロナ禍においては必ずしも実施できていない場合もございますけれども、例えば3歳児健診の際には、御存じだと思いますが、遊びの教室というものを設けて、集団行動での確認に努めているところでございます。

他方で、納得されない場合というケースも往々にしてございます。その多くは、親さんにしてみれば現実を受け入れたくないという保護者の心情が主要因であると考えられますので、当該乳幼児の将来のために、時間をかけて私どもの保健師が丁寧に説明するように心がけているところでございます。

いずれにいたしましても、人口規模の小さい山口市においては、外部へ委託するという方法ではなくて、正職員である保健師が悉皆で乳幼児訪問をし、丁寧な経過観察ができていたものと考えております。同時に、比較教育機関への橋渡しもできているのではないかと考えております。

そこで、仮に山口市で5歳児健診を実施した場合には、一斉になりますので、関係期間への相談が集中してしまうおそれもございます。そうなって、万が一、診療待ちということになりますと、かえって保護者の方の不安をあおりかねないということも懸念されるところでございます。ちなみにですが、先ほど発言がありました、これまでCLMという手法を個別支援計画ですが、活用してきておりますが、この手法についても今、これがベストなのか、適切かどうかについても現在、実は検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、発達障がい児等の早期発見による支援や介入というのはとても大切なことであると認識いたしておりますので、引き続き、山口市のこの地域特性、そして、その時々的情勢等を踏まえながら、現在のこの今のやり方の手法に固執することなく、適切な手法については、引き続き研究しながら実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○8番（操 知子君） 以上で私からの質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で3時15分から始めます。

午後3時01分休憩

午後3時15分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 9 番 福井一徳君。

○9 番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

日本共産党の福井一徳です。

まず 1 点目、バスターミナル完成と山口市公共交通網の再編について、企画財政課長にお尋ねをします。

山口市は岐阜県で唯一鉄道のない市として、車と公共交通網が支えになっています。この間、平成30年度、令和元年度と実証実験を行い、また、市民アンケートに取り組む中で新たな交通網計画ができ、これを不断の見直しによって支えていく課題も見えてきました。

バスターミナル完成が 2 か月遅れることになりましたが、いよいよ来年 6 月からはバスターミナルを核としたまちづくりを視野に入れた新たな公共交通網がスタートします。

私は、議員になる前から、高齢化が進む山口市において、高齢者の買物や通院の足を確保するためにこの問題に長く取り組んできました。そして、今年、第 2 回市議会で計画の概要や市民の要望を取り入れるための協議などについて取り上げました。7 月 7 日には第 1 回山口市公共交通会議が開催され、実施に向けた検討がなされました。それを受けて、以下の 3 点について、企画財政課長にお伺いをいたします。

1 点目、第 1 回公共交通会議の提案以降に行われた住民説明会の実施状況、日時、地域、参加対象者及び参加者数について。

2 点目、美山全域のデマンドワゴンの運用、岩佐・中洞地域含めた、デマンドワゴンによる椎倉・御銚・黒田・赤尾地域へのバス停設置での運用について、各地域の協議を経ての変更点についてお尋ねをします。

3 点目、初乗り運賃改定、また、後期高齢者の無料運賃の見直し、高校生の定期割引制度などの運賃改定について。

以上、3 点お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

1 点目の公共交通会議の提案以降に行われた住民説明会の実施状況につきましては、全 9 会場、延べ 183 名の方に参加をいただいております。

内訳といたしまして、8 月 7 日の高富地区の自治会長さん 19 名を最初に、8 月 8 日北山地区の市民の方 27 名、8 月 17 日西深瀬・高木地区の自治会長など 18 名、8 月 18 日東深

瀬地区の自治会長17名、8月26日梅原地区の自治会長など16名、9月4日になりまして大桑地区の自治会長など6名、9月9日には伊自良地域の市民の方45名、9月10日谷合地区の市民の方11名、9月11日は美山小学校区の自治会長様など24名でございます。

2点目の美山地域のデマンドワゴンの運用、バス停設置での運用、各地域の協議を経ての変更点についてでございますが、まず初めに、各地域の協議を経ての変更点は梅原・伊自良地域につきましては、ハーバス伊自良線山県バスターミナル行きの第1便を岐北厚生病院を経由することにしたこと、また、ハーバス伊自良線とハーバス岐大病院線の交通結節点として、ハリヨ公園に設置しますので、そこにバス停を設置すること、またそこに説明会で駐輪場を整備してほしいという要望がございましたので、そこに駐輪場を整備すること。

美山地域につきましては、北山・谷合地区からデマンド型交通に対して強い反対の意向があったため、デマンド交通を継続することは難しいと判断いたしまして、神崎地区から谷合地区を経由して山県バスターミナルまでを結ぶ定時定路線に変更すること。

また、葛原の塩後方面及び乾地区についてはこれまでどおり、昨年度の実証実験と同様にデマンドを運行しようと予定しております。

次の運用方法につきましては、御質問のありました中洞・岩佐地区等も美山地区でございますので、事前登録、予約を実施していただければ乗車可能ということでございます。桜尾地区の運用につきましては、昨年、一昨年と行いました実証実験のバス停の位置をそのまま踏襲しようとする形で運行を予定しております。

3点目の運賃改定についての御質問ですが、初乗り運賃については、学識経験者、交通事業者、岐阜運輸支局等の関係機関と協議を行いましたが、現在の運賃体系で問題がないということで、初乗り運賃を上げることによる住民への不利益のほうが大きいとの判断から、現行のままとすることにしております。

なお、後期高齢者の運賃見直しにつきましては、公共交通として受益者負担の観点から、バスに乗車すれば一部でもお金を支払っていただくことが本来の姿であるという考えは変わりませんが、高齢福祉の観点から申し上げれば、車を利用することが難しいバス利用者に対してピンポイントで補助をすることが可能になるため、後期高齢者の運賃制度についても、無料化をできる限り維持していく予定でございます。

次の高校生の定期割引等につきましては、ゾーン制運賃を見直すことにより利用者の負担が増加しますので、高校生に対しても補助の創設をしようと検討したものでございまして、ゾーン制運賃も変更いたしませんので、公共交通再編後においても、高校生への補助等は実施する予定はございません。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 前回の第1回の公共交通の会議以降、今、各地域での住民説明会を通じて変わったということで、説明をいただきました。

それで、谷合から神崎線、これは定時定路線でやるということです。この点で、実際にデマンドでなくなるということで、実証実験はデマンドでやってきたんですけども、高齢者の人にとってどうかなということで、実は実際に私、ずっと現地へ行って、バス停の調査を実際にしてみました。

この神崎の地域は、大体バス停からバス停までの間、200メートルから多いところで300メートルぐらい、大体そこに集落が固まっているということで、お年寄りが歩く距離も大体400メートル以内と言われていまして、地元のところで、利便性等を含めてこれがいいという選択であれば、そういう形でやってみて、実際の運用の中で考えるというのも方法かなというのを、実際に測ってみて思いました。

ただ、これ、調べに行ったときに、美山の方にちょうど神崎のほうでお会いしたんですけども、何かバスがなくなってしまうというような、非常に受け止め方があって、それでは困るというようなこともいろいろあったというふうにお聞きしますが、これは、当初はデマンドをやめて定時定路線ということになりますので、ここの運行事業者については、岐阜バスで行っていくということになるかどうかというのが、1点お聞きしたいと思います。

それから、私も富岡の地域のところで、自治会の皆さんのお話のときに参加させてもらったんですが、なかなかああいう場で意見を言いにくいというようなことも率直におっしゃっていました。現在、梅原地区というのは、今ハーバスが県道を従来どおりずっと走るんですね。この中で、岐大バイパス線についての話合いというような意見が書いてあったんですけども、例えば梅原地区、中のほうに入っていくと、中村洞公民館というあたりだと、県道のバス停から大体1キロぐらいあるんですね。高田の公民館から北側にずっと120軒ぐらいあって、そこも結局、県道沿いまで来なければいけないと。

以前、昔ということで、私がこちらに来る前の話だと思うんですけども、中のほうに入ってほしいということで、一度ハーバスを入れたような経験があるらしいんですけども、利用者がなくて、結局それは取りやめになったというような経過があるようですけれども、地元の人たちとお話をしてみると、大分高齢化が進んでいて、やっぱり困っているという人たちがみえると。

私も実際にそういうお年寄りとお話をしたこともありましたけれども、こういう部分

について言うと、車だったら数分だと思うんですが、梅原の小学校の信号からずっと中のほうに入って2か所ぐらい止まって、また、あそこのグラウンドのバス停のところまで出てくるというようなことなんかも含めて、実際に現場のいろんな声を考えると、そんなようなことが必要じゃないかなというふうに思うんですね。

それからもう一つは、前にも触れたかと思うんですけども、高富の巡回線、ハーバスが通らないところについてカバーしようということで、旧商店街の人たちから、バス停を近くにつくってほしいという話があって、この間、課長にもお伝えしたんですけども、なかなか自治会長さんから要望が来てなかったという話で、高富地区は要望なしとかという報告もあったんですけども、本町の3丁目からあの商店街をずっと通り抜けて、高富の中央公民館前まで行くんですね。そうすると、距離というのは約1キロぐらいあるんです。実証実験のときには、ちょうど中間地点、仲町のなかよし公園というのがあるんですけど、郵便ポストがあって、そこはちょうどハーバスがちょっと止まれるようなスペースがあるんですけども、あの商店街を見たときに、大体、その商店街の中心ぐらいのところなんですけれども、そこら辺りのバス停の設置というのはぜひ検討する必要があるのではないかなと。

先ほど自治会のいろいろ各地の取組で、多くの人に参加されているいろいろな意見を出されているということなんですけれども、コロナ禍の中で、要するにそれぞれの自治会の自治会集会とか、そういうのはほとんど私の地域でも全部中止です。ですから、今年一度も自治会集会をやっていないんですよ。本当にその地域の人たちのいろいろな声を集めるという意味では、コロナ禍の中でなかなか大変だと思うんですけど、今指摘したようなところについては何らかの形で、やっぱり決めてしまうまでに、これ、決めると、3年ぐらいは大体そういう方向でいきたいというような意向が出されていたので、最終それでも、神崎のようにこれでいいんだという地域の要望がまとまれば、私はそういう方法もあると思うんですけど、これを何らかの方法で組み入れていくというようなことができないかという、この2点です。神崎の運営者の問題と、梅原・高富地域の問題についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の神崎系統の運行事業者でございますが、岐阜バスについては継続予定をしておりません。実証実験で行ったように、他の業者を予定しております。岐阜バスのほうでは、バスの運転手さんの確保であったり車両の確保が難しいということで、現在の中型のバスからデマンド型、ハイエースの10人乗り、もしくは定時定路線にすると若

千大きめのバスが必要になりますので、ハイエースの14人乗りで計画をしております。

中洞、高田のハーバス伊自良線でございますが、こちらにつきましても、先ほど議員おっしゃられたように、高富町時代やったと思いますけど、当時、あちらの関本巣ではなく、奥のほうに入っていたという経緯がございます。それで、やっぱり利用者が少ないということで伊自良まで行くようになりましたので、特に路線を変更したと、利用者の少ないところについては変更したというような経緯だと思っております。

なお、循環線につきましては、前回、仲町のなかよし公園の前にバス停がございましたが、こちらについても利用者が実証実験で非常に少なかったということで、なくした経緯がございます。

なお、大変、コロナ禍で、そういう集まることができないということで、循環線につきましては、各自治会長さんに全て書面で要望を聞いておりますので、その場で発言されなくても、バス停の設置要望箇所については回答いただくようにしていただいた結果、仲町は取りあえず要望はなかったということで、今回は計上しておりません。

ただ、今回補正予算でもバス停設置の予算を計上させていただいておりますが、急に増やすというのもなかなか難しいのかなという思いでおります。その辺はちょっと、1か所ですので何とかなるのかなという思いでおりますが、それが増えるとまた予算のほうで難しくなるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 神崎については岐阜バスではなくて、新しいほかの事業者を予定しているというようなお話でしたが、定時定路線であるということで、バスを小型化しようというようなことも含めて検討しているという話でした。

梅原については、高富町時代で利用が少なかったという、過去の話だというふうに思うんですけども、実際にあそこの地形的に見ると、表示できないんですけど、地図で地形的に見ると、ずっと中に1キロ入っていくんですが、その手前あたり、500メートルぐらい入ったところで、左をずっと行くと高田のところまで1キロぐらい行って、またそこでバス停を設置してやれば歩くところないんです。

私、あの地域でずっと演説していたときに、2人のおばあさんがずっと歩いてきたんです、奥から。いつも大変なので、デマンドなんかやってくれるとうれしいとかというふうにおっしゃっていましたが、かなりやっぱり距離があるので、やっぱりここは具体的に、あそこを歩くというのは大変な距離だと思うので、ぜひ検討してほしいというふうに思いますし、せっかくあの循環線でハーバスが通らないところをカバーしようと

いうことでいろんな実証実験をやって、4コースを絞り込んで2コースというようなことのでつくってきた経緯があるので、高富のあそこの旧商店街のところ、そこら辺り1か所ぐらいだったら何とかというようなお話があったんですけども、ぜひ検討をしてほしいというふうに思います。

今回、この実証実験等を含めながら、市民アンケートを取られているんですよね。こういう市民アンケートの調査を公共交通会議に傍聴していただきました。この中身を見ると、やっぱり公共交通を利用している人は10代と80代なんですね。圧倒的に、明確に数字で出ているんです。だから、個別のいろんな自由記入欄でも出てくるんですけども、ほとんど、要するに車に乗っている人はあまり関心を示さないというか、60代とか70代ぐらいになると、自分が運転できなくなるときと将来困ると、これから高齢化が進んでいくので何とかする必要があるんじゃないかというようなことを書かれているんですけど、私はこういう、地域でいろいろ皆さんに集まっていただいて議論するとき、80代の人ってなかなか出てこないんですよね、夜。そうかといって、自治会単位で全部そういう人たちの声を集め切れるかという、なかなか難しい部分もあると思うんですが。

この自由記入欄を見ていて、すごいなというふうに思ったんですけど、少し紹介しますと、高富91名がずっと答えられているんですけど、80歳以上の方が、バス停が近くにないと出かけるのを諦めてしまうことが多いと言われているんです。高富でこういう意見が出ているんです。それから、高富の70代でも、美山地域で実施されるデマンド型交通方式を市内全域で実施されたいというような要望が出されています。

それから、伊自良の中で、例えばこれは60代の方ですけども、誰もがいつか高齢になり車を運転できなくなると、そのとき、通院や日用品の買物ができる移動の手段は確保されていてほしい。それは住むこと条件だ。それから、70代の方が、5年先には必要となる可能性が高い今、将来に向け、バスをもっと小型化し、現状に合わせる必要があると。山口市も通勤の足が確保できない限りロストシティーになりかねない。将来を考えた交通の便は、今、考え直さなければ後手に回ってしまうと、将来のあるべき姿を考えて、今、投資すべきだと考えているというような意見だとか、80代の方が、これもそうだなと思うんですが、伊自良の方で、まずは市民へのPRが大切だって言われているんです。チラシで伝えてもほとんど伝わりません。体験を通したPRとか、いろんな場を設けてほしいと。こういう具体的な声が出されています。私たちは、こういう80代、なかなかいろんな集会の場に来られないような人たちの生の声というのを、ぜひつかむ必要があるんじゃないかなと。

美山の80代の方は、回送バスが部落の中を空っぽで走っていくけど、私たちはバス停まで20分から25分歩くので、バス停をつくって回送のバスも乗せてほしい。今はバスの人は少ないけど、あと五、六年から10年以内には20人程度が増えるだろう。それから、今不自由していません。でも、車を返上したらどうなるか分かりません。いろいろ問題が出てくると思います。この中では、岐北線の塩後発平日9時13分のバスは通院によい時間なので、この時間はぜひ続けてほしいという。

やっぱり高齢者の人たちは、そういういろんな思いを持ちながら公共交通を利用されているけれども、ただ、私が思うのは、実際に10代とか、10代は高校生ですよ、80代の高齢の人というのはそんなにたくさんいるわけではないんです。だから、乗車人数が少ないからというのは、確かに数字上はいろいろ出てくると思うんですけど、地域のこういう具体的な生の声を生かしながら、どういうふうにこういう計画に反映させるか。今度再編される時も、できても、せっかくいろんな形で循環線という形になったんですけども、これも利用してもらえなければ、結局また人数が少ないからといってカットしていくわけですよ。

私、デマンドの交通の関係で、美濃加茂の市役所にお尋ねしたことがあるんですけど、市役所の課長さんがおっしゃっていたのは、何が一番苦労しましたかって言ったら、やっぱり市民の人に利用の方法をきちっと理解してもらうこと、ここに一番苦労しました。ここをやっぱり周知徹底することが大切だというふうにおっしゃっていました。

そういう意味で、再々質問になりますけれども、こういう高齢者の、せっかく答えを自由記入欄で寄せてくれたわけですよ。こういう声も含めながら、先ほど私が述べたような梅原のところだとか高富だとか、それぞれ地域のところで、最終的に決める前に何らかの形でそういう声を拾いながら、この仕組みで多くの人が利用してくれる、利用して支えようというのが公共交通のスローガンにもなっていると思うんですけど、バスターミナルができて、せっかく再編ということで、この間いろんな実証実験も含めて努力をしてきたので、これを市民の皆さんにぜひPRしながら、最終段階でこれでいいというような努力をぜひしてほしいと思いますが、その点、最後にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再々質問にお答えさせていただきます。

まず、中洞、高田につきましては、梅原は自治会長会議で行ったわけですが、そのような意見は一切いただいておりません。ただ、議員が言われたように、アンケートにはそのような記載も当然ございました。ただ、アンケートを全部やるということは当然不可能でございますので、その辺をどのように反映させていくか。非常に、バスを

もっと本数を増やしてほしいであるとか、いろんな意見がございますので、それを全部吸い上げるというのは基本的に無理でございますので、その辺を取捨選択しながらどのように運行していくかというのが大きな課題となっております。

あと、運行事業者でございますが、まだ正式に決まったわけではございませんので、岐阜バス以外とお答えさせていただきましたが、先ほどちょっと言いましたが、定時定路線に戻す関係で、10人乗りのハイエースではちょっと人数的に無理だということで、14人乗りにしようとするると2種免許が要するという話にも変わってきますので、その他の事業者で、前は実証実験は社会福祉協議会をお願いしておりましたが、定時定路線にすることにより、社会福祉協議会ではできないという回答をいただいておりますので、ほかの事業者を探そうという計画でおりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君、質問を変えてください。

○9番（福井一徳君） 2点目です。

山県市都市計画道路（岐阜駅高富線）の都市計画変更について、市長にお尋ねをいたします。

山県インター以北の国道256号高富バイパスの整備は、県の整備計画当初からインター完成後に10年かけて整備される計画でした。今年、山県インターチェンジが供用開始され、当初計画のとおりインター完成後に進められるバイパス整備は、平成8年度に2車線から4車線に都市計画変更をされています。平成30年度には、当初10年かけて整備をする計画だったこの計画が国の補助事業に認定されて、西回りに合わせて完成する、つまり10年でなくて早期化ということになりました。

県は先日、回答もされましたし、先日も確認をしてきましたが、平成30年度までは暫定2車線計画、4車線ということでしたけれども、平成31年度から完成2車線に変更して事業を進めようとしてきたと。しかし、昨年途中で事業をストップし、県も認めるように、これは10月24日、県と話をした中で、上位計画である都市計画の変更ということを言われているんですけども、変更を行ってから事業を進める方針に変更されました。このときにもう既に事業はストップされていました。

国も、都市計画変更を年度末までに公表することになれば、変更決定後でなければ設計や用地調査等に入れないと。だから、令和2年予算が手当てできないというふうに県に述べていますので、そういう形でストップをしたということかなと。

そして、都市計画法による変更手続として、8月25日に地元の説明会を開き、9月24日山県市都市計画審議会を経て答申が市長に出され、山県市は10月30日に県に対して高

富都市計画道路の変更原案を提出しました。この過程で、昨年12月5日段階、これ、議事録があるんですけども、国土交通省の中部地方整備局が、県都市政策課との道路の変更についての協議の中で、これは12月なんですけど、1年前ですね、将来交通量を主な変更の理由としているが、当面暫定形とし、東海環状開通後の状況を見てから判断することは考えないのかと問いかけ、県政策課は、完成2車線として整備を進めることで整理しており、暫定形とした場合、用地は4車線で買収することとなり、整合性が取れないというふうに答えています。

私はこの間、そもそも完成2車線の根拠としている基準交通量の適用、それから将来交通量推計そのものに疑義を提起して、岐阜県知事から情報公開された資料に基づいて、国にも行きましたし、県と協議し、市議会でも取り上げてきました。

9月の市議会では、市長に、山県インター以北の国道256号高富バイパスの完成2車線のメリットは何ですかとお尋ねしたところ、メリットは判断できませんと答弁されました。

そこで今回は、この時点というのは県に素案が出された時点ということですけども、山県インターチェンジ開通を山県市の活性化にする、こういうことを常々市長はおっしゃってききましたが、そういう考えに基づいて、完成2車線でなきゃいけない理由についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

山県インターチェンジ開通を山県市の活性化にするという市長の考えに基づいて、完成2車線でなければという理由についてでございますが、前回の第3回定例会でもお答えいたしました。岐阜県の方針として、国道256号バイパス整備事業を完成2車線と決定したところによります。

なお、これまでも岐阜県と調整してきており、岐阜県の方針に基づき、完成2車線整備で早期完成することが山県市の活性化に大きく寄与すると考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ずっと私、これを取り上げていますけれども、都市計画の過去のいきさつといいますか、東海環状と山県インターができるということで、2車線をわざわざというか、4車線に変更しようと。

これは情報をいただいたんですけど、24年前の広報たかのみ、高富町時代のやつです。ここの中をずっと見てみると、広報の中で、この都市計画の変更について、東海環状地

元説明会開催ということで書いてあるんです。これを見ると、当時、富岡公民館で11月8日450人、それから、町立福祉センター11月9日に350人、午後7時から800人ぐらい集まってずっと議論されているんですね。多分、その後の議論で4車線にするということで県に素案を送って、県が4車線にするというふうにしたんだと思います。

〔「それ、何年ですか」と呼ぶ者あり〕

○9番（福井一徳君） 平成6年です。後で差し上げます。

それで、当時そういう判断をしてずっと来たという関係でいうと、私は本当に地元で、何も私が言っているから4車線ということではなくて、やっぱり多くの人が4車線だったんじゃないのという話をどこでもされるんですよ。だから、本当にそれぞれの地域で丁寧にやっぱり説明をするということが必要だというふうに、私はずっと思って質疑をしてきました。

こういう問題というのは、例えば地方自治の中で二元代表制ってあるんですけど、やっぱり議会とか議員というのは、行政の執行をきちっと監視をするという役割があるわけですね。私も、具体的に進められるいい施策については大いに賛成してきたし、積極的にやってほしいということで評価もずっとしてきましたけれども、やっぱり問題がある部分についてはきちっと言っていないといけないということで、これ、実際に調べ出すと、この間ずっと議会で言っているように、何かおかしいなというところが幾つか出てくるんです。

中身についてはここで触れませんが、市議会だよりということで、市民の皆さんに分かるようにいろんな論点になっていること、なかなか難しいので、そういうことなんかも含めて出させていただきました。

私は、これ、ずっと経過で見ていくと、平成30年の4月に補助事業に認定されて、そのときは4車線で進めているんですね。平成31年に2車線で国に予算要求しているというふうにおっしゃいました。この間、確認もしてきたんですけど。

それで、平成31年に完全2車線にかじ切るんですけど、ちょっと不思議なところがあって、県土木とずっと協議されてきた窓口は理事兼地方創生監の柴田さんをはじめとして、建設課長たちが議論されていたと思うんですよ。平成30年の6月6日、これ、前にも言いましたけど、このときに当時の理事兼地方創生監は、昨年までというのは、要するに平成30年の3月末なんですよ、昨年度までは暫定2車線と言っていたのになぜ完全2車線に変わったのかということをおっしゃっているんです。

このときに、地方部か都市部かって、ここの中に書いてあるんですけど、地方部にすると9,000台だから1万1,500台は4車線ということになるんですけど、地方部か都市部

かということをめぐる、なぜ地方部でないといけないのかという議論もされているんですよ。

だから、私、具体的な細かい話になってくると膨大な資料があって、この間膨大な資料を読み解いてずっと質問しているんですけども、不思議だと思うのは、大きくかじを切っていく中で、県とのやり取りで、うちの理事がそういうやり取りをしているんですよ。だから、山口市の中で具体的にどのような議論されたかということのを改めて、その点、市長に再質問でお聞きをしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

前の地方創生監の柴田理事と岐阜県の話合いが持たれて、その間、どういった調整がなされたかと、ちょっと私、思いつくことがございません。どんな調整をいつどういった形でしたかという、そうした調整は具体的にはちょっと記憶にありませんが、実際には調整をしてきたのかもしれない。記憶にございません。

ただ、前回、柴田理事の発言を、議会で福井議員が質問されて、そして私がちょっと休憩ということで。そのきっかけは、私が、市長がこういったことを言っているという発言でしたので、そのときに私は休憩をしていただいて、福井さんに、具体的に情報公開されたその内容のところを読んでくださいと言いましたら、ちょうどそのときに、柴田氏は、今、地方部と都市部と、そういった状況のやり取りを情報公開の中で言われたと思います。そこで、私は、福井議員にお話ししたのは、それは私が言っているのではなく、職員がそういう話をしているということで、その話は私はしたことはございませんという話を、ここの議会の場でお話ししましたね。そうしたら、福井議員は、いわゆる役所の中で調整が整っていないという発言をされました。

先ほど、問題はきちっと言っていて結構だと思いますし、そのことをしっかり議論することも大切だと思いますが、私の言わないことを、その職員が話したことを、私が言ったという、去年ですかね、そういう発言をしてみえまして、ぜひとも問題はしっかりと話していただきたいと思いますし、前回お話ししたように、できるとかできないとか、市長が今こういった発言をすれば2から4に変わるとか、そして、前回、皆さんにお集まりいただいて、資料を、福井議員の発言の内容の民報のコピーを皆さんにお渡しして、そしてまた、今回その発言の趣旨を県へ確認して、そして、県の答えと福井議員の回答を読み合わせますと、かなり大きく、県は言っていないと言ってみえるのに、福井議員は県がこう言っておると。そして、皆さんにメッセージとして大きく発信してみえる。そういったことが、実際に現在まで行われてきました。私が申し上げたいのは、

しっかりとした内容を把握していただいて、しっかりとした議論をしたいと思います。

そして、最後になりますけれども、先ほどの30年の3月末ですか、その時代にどうした議論をしたのかという、しているのかもしれませんが、していないのかもしれませんが、私の記憶に現在はございません。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 再々質問をしたいと思います。

10月12日だったですかね、議員協議会の場に、私、過去のいろんな議事録含めて、開催された情報も含めて、20枚ほど出して議論をいたしました。

それで、改めて私が議論したいと思っているのは、この問題って、結局、山県市の10年後20年後の将来像がやっぱり問われている問題だというふうに思うんですね。山県市の産地や地場産業をどういうふうに支えるかとか、東海環状西回りが開通して、全線開通して、その後、国は4車線化するというのも準備しているわけですね。

そうすると、そういうふうに変わっていく中で、こういう変化に本当に対応できるアクセス道路になっていくのかどうか。それから、岩佐の馬坂団地を、今現在、企業は決まっていないので算出に入れませんでしたということがあったんですけど、市としては進めようとしてやるわけだから、当然将来はそこに企業が入って、実際に交通も増してくると、そういう将来を考える。それから、水栓バルブも原材料が全部新潟とか滋賀から来るので、今度は30分早く養老ジャンクションを回って、短縮されてここで下りるわけですよ。

そういう、山県市の将来にとってどうなのかということだとか、山県市は自然、観光に今、力を入れていますよね。大桑城の発掘をやって、私もあしたから見に行こうと思っているんですけども、そういうのをだんだんアピールをしようと。円原の伏流水も、カメラのマニアはみんな知っているわけですよ。ところが、個別に言うと、あそこにトイレを作ったほうがいいとか、いろいろ整備したほうがいいと思うんですけど、そういう農家レストランだったり、グリーンプラザみやまだったり、いろんなところで、要するに山県市の観光資源を使って、多くの人に来てもらおうというふうにしているわけですよ。そうすると、関西方面とか岐阜市からもどんどんやっぱり来てほしいと思うんですね。そういうときに、本当にこのバイパスの道路の在り方はどうなのかということが私は必要ではないかと。

だから、山県市は将来推計で1万2,000とか、これについても疑義がありますけど、そういうことだけではなくて、山県市のまちづくりについてどうなのかということ、県

はそれは山口市さんが検討してもらおうことというふうに言われたので、多分この議論するのはもう今日が最後かもしれませんが、この2年間の議論を通じて、私はそういう山口市の将来、観光に力を入れたい、地場産業を守りたい、そういう視点に立った山口市の将来のことを考えたときに、本当に、ここは暫定2車線にして将来の可能性を残すという道を選択すべきじゃないかというのをずっと今でも思っていますので、その点について、最後に1点、市長にお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

具体的には、将来への可能性を残すために4車線だという趣旨だと思います。将来への可能性といいますと、いわゆる具体的にパーソントリップ調査とか、いわゆる20年先の予測をしております、そういった予測が、やはり道路というのは交通量によって形が決まってくる。2車線にするのか4車線にするのか、形が決まってくるというのがまず第一だと思います。そしてもう一つ、市の全体の計画を鑑みますと、例えば、今のこの4車線で418号までつながれば、それはまた大きな国道までつながるということで、非常に大きな将来への期待もできるのかと思いますが、ちょうどあの間、1キロメートルほどを4にするか2にするかということがそれほど、福井議員の言われているように大きく影響するものでないと思います。

それよりも、少しでも早く道路を完成させる、言ってみれば、あそこは2車線で来て、2車線と2車線の今の256号と倍になる、4車線になるわけですから、それが2で来たものが6になるということが、あの1キロ間ですよ、1キロ間を6にすることが非常に大きな将来への期待値が上がるのかといいますと、今の日本の人口の、岐阜県の人口の推移を見ますと、20年間で岐阜県の人口は40万人減ります。40万人というのは岐阜市の人口がまるきり消えるような形です。岐阜市は40万人が8万人減るといいます。

この人口の推計は非常に、形がもう決まっているので、団塊の世代までこれから亡くなる人が増えます。団塊ジュニア、そして今の10代、20代、そして生まれてくる子供の数も想定できるもんですから、そういったことがあいつた統計に表れてきていると思います。

そしてもう一つ、今の、前に福井議員のお話にありました21号線の関ヶ原バイパス、あそこも一部バイパスとして4車線化で用地が買ってあります。そして、大垣から垂井へ、関ヶ原から、両方合わせますと6キロほどになりますけれども、あの間、事業がスタートしたのが昭和45年、昭和の中頃です。それで、まずは4車線の道路幅を買って、2で完成しているのは6キロほどあります、両方で。その6キロほどの完成したのが、

平成2年と平成5年です。平成2年からしますと30年以上、もう30年ですね。そして、5年もそうですから、本当におおむね30年です。

ちょうど9月だったと思いますが、私どもは県とか国に要望に行きまして、垂井の町長が、ぜひとももう用地は買ってありますので、ここを4車線という要望を毎年しておるといふこと、お話がありましたが、それはやはり道路の交通量によって事業が進められるといふことを考えますと、特にあの1キロぐらいのちょうど半分ぐらいは西深瀬地内と桜尾地内に分かれまますけれども、西深瀬の部分の皆さんにすると、常に左へ進まなければ、例えば岐阜市へ帰られるのも、常に左へ進まなければいけないという道路交通の形態ですと、非常に地元の皆さんからしますと不便な道路形態になると思います。

実際に交通量が多ければそうした道路事業が必要かと思いますが、現在、今の段階では、私はそういった思いはいたしておりませんし、また、福井さんが危惧されるような、そんな交通量が増える時代にぜひともなってもらいたいとは思いますが、今の現実的な状況の中では、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了いたしましたので、15日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、15日は休会することと決定いたしました。

18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後4時04分散会

令和2年12月18日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 12月18日（金曜日）

○議事日程 第4号 令和2年12月18日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について

- 日程第4 採 決
- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 日程第5 発議第10号 防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
- 議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議に

		について
	議第79号	指定管理者の指定について
日程第3	討 論	
	議第74号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第75号	山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
	議第76号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
	議第77号	令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議第78号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
	議第79号	指定管理者の指定について
日程第4	採 決	
	議第74号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第75号	山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について
	議第76号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）
	議第77号	令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議第78号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
	議第79号	指定管理者の指定について
日程第5	発議第10号	防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	

○出席議員（13名）

1番	田 中 辰 典 君	2番	奥 田 真 也 君
3番	寺 町 祥 江 君	4番	加 藤 裕 章 君
5番	古 川 雅 一 君	6番	加 藤 義 信 君
7番	郷 明 夫 君	8番	操 知 子 君
9番	福 井 一 徳 君	10番	山 崎 通 君

1 1 番 吉 田 茂 広 君
1 3 番 武 藤 孝 成 君

1 2 番 石 神 真 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総 務 課 長	此 島 祐 司 君
理 事 兼 地 方 創 生 監	浅 井 聡 君	理 事 兼 企 画 財 政 課 長	奥 田 英 彦 君
税 務 課 長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	谷 村 政 彦 君
福 祉 課 長	江 尾 浩 行 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
理 事 兼 子 育 て 支 援 課 長	久 保 田 裕 司 君	農 林 畜 産 課 長	浅 野 晃 秀 君
水 道 課 長	高 瀬 正 人 君	建 設 課 長	大 西 一 也 君
ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君	会 計 管 理 者	安 川 英 明 君
学 校 教 育 課 長	日 置 智 夫 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	棚 橋 輝 英 君	書 記	水 谷 勝 彦 君
書 記	長 谷 部 尊 徳 君		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月10日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第74号、議第76号及び議第79号の所管に関する条例案件1件、補正案件1件、その他案件1件の3議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）（総務産業建設関係）では、総務管理費、財産管理費において、ふるさと応援寄附金が非常に好調ということだが、最近の好評な返礼品にはどのようなものがあるか。また、総務管理費、企画費においては、新型コロナウイルス感染症対策支援給付金給付事業について、事業者が申請の際に誓約し提出する新型コロナウイルス感染症防止対策宣言書のチェック項目の内容と、支給対象となるため必要なチェック項目は幾つ必要なのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第74号、議第76号及び議第79号の3議案は、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 寺町祥江君。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江君） 議長より発言の許可を得ましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第74号から議第78号までの5議案の所管に関する条例案件2件、補正予算案件2件、その他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）（厚生文教関係）では、民生費においては、敬老会が新型コロナウイルス感染症対策により中

止になったが、報償費の77歳、88歳、99歳の記念品代の減額は、予算額から実際に届けた数を差し引いた額なのか。また、敬老会中止の連絡や記念品についての扱いの連絡はどのようにしたのか。放課後児童クラブ、保育園の消耗品費の内訳はどのようなか。衛生費においては、新型コロナウイルス感染症対策として、公用車を購入することだが、どのような活用を考えているか。教育費については、学校給食安定供給補助金について、小学校分、中学校分それぞれ計上されているが、なぜこの時期まで支給が遅れているのか。ピアノ調律料が23万1,000円の減額となっているが、その内訳はどのようなか。花咲きホールでの文化事業が新型コロナウイルス感染症対策により中止となり、演奏会等委託料や音響照明委託料が減額となっているが、その対象となる企画内容はどのようなものか。また、公演中止となった場合、山口市ではキャンセル料等の規定はどのようになっているのか。スポーツ保険料や各種謝礼、ラジオ体操会保険料などが減額となっているが、どのような行事が中止となり減額措置となったのか。また、それらの行事を中止とした判断はどのようになされたのか。中止となった行事が多い中で、開催された行事は何かあるのかなどの質疑がございました。

採決の結果、付託されました議第74号から議第78号までの5議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第3、討論。

これより、議第74号から議第79号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

操 知子君。

○8番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、賛成討論を2件行います。

1点目、議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について。

委員会質疑でも行いましたが、ハラスメントは行為者がどう思っているのかは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントとなり、広義には人権侵害を意味しております。例えば、モラルハラスメントでは、言葉、態度などにより、陰湿に繰り返される精神的な暴力や嫌がらせを指します。ハラスメントが行われた場合には、被害者が精神疾患に陥ったり、自殺に至る事態となる場合があり、法的責任が求められる場合や明るみにならないまま終わる場合があります。

そこで、今議会で上程されたコロナハラスメントにおける条例について、条例制定とともに早急な対策実施を求めて賛成の討論とさせていただきます。

続いて、2点目、議第76号、一般会計補正予算、中山間地域等支払交付金について。

平成30年度決算質疑にて3点、畑地への取組、交付金使用方法のその他の内容、個別協定における質疑を行いました。農業における課題の中には、高齢化や担い手不足による農地の維持があります。そんな中、今議会では個別協定における2団体の協定締結が行われましたが、今後の農業には、集落協定から個別協定へ移行することも必要となります。

それを踏まえて、耕作放棄地となる前の移行の推進に期待をして賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第74号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第77号 令和2年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第78号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第10号 防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について

○議長（武藤孝成君） 日程第5、発議第10号 防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各国各地で自然災害による甚大な被害を被っております。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風、波浪及び豪雪など、自然災害の頻発化、激甚化にさらされております。このような大規模自然災害に対し事前に備え、国民の生命及び財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっております。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化及び深化させていくことを目的に国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んできていますが、その期限が令和2年度の末までとなっております。

現状では、過去の最大規模を超える豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの貴い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶ちません。よって、今後

起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧、復興へとつながるよう防災・減災、国土強靱化をより一層推進するために、十分な予算の安定的かつ継続的な確保を国に求め、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁への意見書を提出するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はされません。

日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 決議に、意見書に賛成をする立場から賛成討論をしたいと思いません。

山口市の中でも、佐賀の金池地域、昭和51年の台風以降の中で、53年に急傾斜地の崩壊危険区域ということで指定されて工事がされています。その後、地元のところから、その付近のところで改善をしてほしいということを出されて、県に毎年要望が出されていますが、毎年同じような該当地域の対策工事早期着手は困難ですという見解が来てい

ました。これは県とも具体的な話をして、こういう中でなかなかいろんな制度とか制限とかということもあったり、それから、県としても予算そのものが十分ないという中で、何年、5年計画とかということを組みながら順次やっていくということの、やっぱり中での困難さとかということがありました。

今回、強靱化計画を延長して、しっかり地方にも予算をとという趣旨で意見書については大賛成であります。やっぱりこういうものをきちっと進めて、本当に地域での暮らしとか命を守っていくということが非常に重要ですし、国連のSDGsでも13項目め、気候変動に具体的な対策をとというのはスローガンに書かれています。いろいろ地域計画を進めるということで今検討されていますけど、国の国土強靱化計画の中には、残念ながら原発の災害に対する対策というのは全く含まれていません。福井県での原発が起これば2時間で放射能がこの山県市にも来るといような危険もあるので、そういう点は今後、きちっとやっぱり進めていくべきではないかという意見は持っておりますが、今回のこの意見書、ぜひ国に上げて、しっかり予算確保されて、我々のまちがきちっと強靱化されるように進めていくという意味で賛成したいと思います。

以上です。

- 議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（武藤孝成君） 賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（武藤孝成君） 反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

- 議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。
ただいまから、発議第10号 防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書についての採決を行います。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

可決されました意見書の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいいたします。

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議いただき、決定賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和2年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間にわたり大変御苦労さまでございました。

午前10時21分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成

6 番 議 員 加 藤 義 信

7 番 議 員 郷 明 夫